# 監査確認項目リスト(Compliance Criteria)

# ■注意事項■

- ・この監査確認項目リストは、FLOCERTにより発行されるCompliance Criteria をベースに、日本語翻訳を追記したものです。日本での適用を考慮し、日本語 訳と英文との内容が異なる箇所がございます。
- ・日本での該当事業者がいない確認項目に関しては、日本語訳が記載されて いない箇所があります。
- ・認証事業者の各役割に該当する項目は、表中の[Applicabel for ]の欄にてご確認下さい。

<<各役割の適用項目>>

生産者にフェアトレード価格とプレミアムを支払う組織: ペイヤー

卸・製造組織: 製造・卸

ライセンシー、小規模ライセンシー: ライセンシー

- 表中の[Criteria Type]は以下を指します。

C: 一般項目

M: 重要項目 ※不遵守が確認された時点で、認証が「一時停止」されることがあります。

V: 発展項目 ※実施されていなくても不遵守とはなりません





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
	0			.,,,,	Preparation Questions					
	1				General Requirements					
	1.1				Right to Trade Fairtrade Products					
1.1.1	1.1.0.01	ペイヤー、製造、£ ライセンシー	fl, ALL	М	認証事業者は、認証原料(製品)の売買をするために、FLJから発行された有効な仮認証書(Permission to Trade)、または有効な認証書を保持していること。仮認証を取得する前に認証原料を購入した場合、購入に関する文書(契約、請求書、在庫記録)および/または製品に、それがフェアトレード製品であることを示していない。	いいえ		(tl)		
1.1.2	1.1.0.02	ペイヤー、製造、£ ライセンシー	ī, ALL	M	(製造委託組織へも適用される)通知、または非通知監査を受け入れること。監査に関連するすべてのサイトへのアクセスを提供し、監査には責任を持つスタッフを同席にさせる。また、適合・不適合を検証するために必要なすべての情報を提供する。	が意図的に拒否された。重要な情報が不足しているた	またはインタビュー対象者 へのアクセスが拒否され	ポート、現場へのアクセスは十分だった。		ランク3に加えて、監査人が独立した立場で、弘速かつ容易に適合人不適合を評価できるような方法で監査が行われた。
N.A	1.1.0.03	ペイヤー	ALL	М	(輸入組織)認証事業者は、四半期ごとに、すべての取引において支払ったフェアトレード価格、もしくはプレミアムの報告をFLJに提出すること。		報告書が提出されたが、未 報告の項目がある。または 期限に遅れて提出された。	に提出された。	9	
1.1.3	1.1.0.05	ペイヤー、製造、金	7 ALL	C	(認証範囲に含まれていない施設には適用されない)認証事業者に付随する、フェアトレードに関連する活動を行っている全ての追加組織(製造委託組織、輸入代行組織)、製造拠点がFLJに登録されていること。詳細はFLJウェブサイトに記載されている「認証・ライセンスの取得」を参照すること。https://www.fairtrade-jp.org/license/point.phpまた、「製造委託組織」として登録された組織が、製造委託組織の定義に該当していること。	う、全ての製造委託組織、 輸入代行組織、製造拠点 が、FLJに登録されていない。または、登録された製 造委託組織が、製造委託	う、いくつかの製造委託組織、輸入代行組織、製造拠点がFLJに登録されているが、登録されていない組織もある。または、登録され	う、すべての製造委託組 操、輸入代行組織、製造 点がFLJに登録されてお り、製造委託組織の定義	処	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for Prod	duct CC	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.3	1.1.0.06	ペイヤー、製造、卸 ALL		認証事業者は、自身が100%所有していない製造委託組織と、次の事項について書面で合意がなされていること:国際フェアトレード基準の遵守、FLJが各事業者の現地監査を行う権限を持つこと また、再委託がある場合にも上記事項に関して同意を得ること。		契約書に、要求された事項 がすべて含まれていない。 もしくは、いくつかの製造委 託組織と契約書が無い。	契約書がある。		
1.1.4	1.1.0.07	ペイヤー、製造、卸 ALL	М	認証事業者は、関係する産品に対しFLOCERTまたはFLJから認証又は仮認証を受けた生産者・認証事業者から、国際フェアトレード認証原料(製品)を購入していること。	いいえ		はい		
1.1.5	1.1.0.09	ペイヤー、製造、卸 ALL	С	消費者向け包装をしていない、フェアトレードとして販売される原料(製品)は、FLOCERT、またはFLJ、フェアトレートオーストラリア&ニュージーランドによって発行された、取引される産品に対し有効な認証又は仮認証を有するトレーダーにのみ販売されている。			はい		
1.1.6	1.1.0.11	ベイヤー ALL	С	(生産者からの最初の購買者)(契約栽培組織から購入する場合には適用されない) 認証事業者は、認証原料(製品)を生産者の個人からではなく認証を受けた生産者組織から購入すること。もしくは、生産者の個人からしか購入することができないことを、各国・地域の法規制を用いて明らかにすること。または、生産者組織からの、個人メンバーとの取引の方が利点があることを示した書面での要求を示すこと。その際、認証事業者と生産者の契約において、トレーサビリティ、数量、低格、納品条件、支払い条件、請求方法が記載された契約があることを明らかにすること。	者組合から購入することか できないのか、という理由 を示さずに、個人生産者か ら購入している。	が、本要求事項で要求されたすべての内容を	者から購入しているが、本	るのコピーを、組合に定期的 に提供している。	認証事業者は、生産者組合からのみ購入している。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.7	1.1.0.12	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー	M	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証一時停止中の認証事業者は、新規のフェアトレード認証契約を結ぶことができない。または、認証一時停止中の貿易相手と、新規のフェアトレード契約を結ぶことはできない。 一時停止される前12カ月内に、1回以上取引があった貿易パートナーとは一時停止期間中でも新規の契約を結ぶことができる。ただし、一時停止中に取引される数量は、その取引先と過去12ヶ月間取引された数量の50%までとする。	可された契約の取引量を 超えた取引をした、また は、認証一時停止になった 後、新規の認証原料(製 品)に関する売買契約を締 結した。		認証一時停止期間中に計可された契約の取引量を超えた取引を行った履歴がなく、かつ、認証一時便止後、新規の認証原料(場合)に関する売買契約を終結した履歴がない。	IJ.	
1.1.7	1.1.0.13	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー		(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証・時停止になっている認証事業者にのみ適用)認証事業者は、認証一時停止期間中、存在するフェアトレード契約を履行しなればならない。	取引相手の同意なしに、契 約を履行していない。	1	契約を履行している。		
1.1.8	1.1.0.14	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー		(過去に認証を取消された事業者、もしくは、認証を取消された/取消されている取引先がある認証事業者にのみ適用) 認証事業者はフェアトレード契約があっても、認証を取消された日からフェアトレード認証製品の取引を中止しなければならない。 しかしながら、認証を取り消された日以前に取引された認証原料(製品)は、取り扱うことが出来き、該当する場合にはプレミアムの支払いをすることもできる。			はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

ce Criteria	

1.1.0.15	Reference	CC N°	Applicable for	Product		Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
12.1 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2	1.1.9		ペイヤー、製造、卸	Тур	認証事業者は、FLJへ担当者を1人任命していること。任 命された担当者は、連絡先詳細や認証に関わる情報(会 社名の変更、法的地位の変更、サプライチェーンでのペイ ヤー/ノンペイヤーの役割の変更など)に変更が生じた場	フェアトレードの担当者が 任命されていない。	担当者は、フェアトレードの 活動に関し社内で責任を 負っていない、もしくは基準 の順守を保証するための 野を持っていない、もしく は関連する情報をFLJIに提	i datu	Twin T	
「において、国際フェアトレード設証サスル、または国際フェ 不認も受けていない		1.2								
証事業者はCONNECTの製品承認記録、または製品申請書のコピーを有していること。  1.2.3 1.2.0.03 ライセンシー ALL C (バナナには適用されない)(FSIに関する公表を行う認証事 いいえ 集者のみに適用) 製品パッケージ以外の認証原料調達に関する発表(調達量など)は、公に発表される前にFLJによって承認されなければいけない。	1.2.1; 1.2.2	1.2.0.01		, ALL C	において、国際フェアトレード認証ラベル、または国際フェアトレード認証を参照している認証業者にのみ適用する) 認証事業者は、国際フェアトレード認証製品とその他広幹物における認証ラベルの使用、国際フェアトレード認証についての言及について、(使用する前に)FLJと有効な契約を締結していること。また、事前に記載内容について	承認も受けていない	Internationalと契約を締結 しているが、すべて、又は 一部の製品パッケージ、販 促物等に関して承認を受	て、契約を締結しており、 かつすべての製品パッ ケージ、販促物に関してす	ŧ	サプライチェーン内の製造 組織で製品の包装している 場合、認証事業者は承認 を得た認証ラベル使用申 請書のコピーを製造組織
業者のみに適用) 製品パッケージ以外の認証原料調達に関する発表(調達 量など)は、公に発表される前にFLJによって承認されなけ ればいけない。	1.2.2	1.2.0.02	製造	ALL C	証事業者はCONNECTの製品承認記録、または製品申請			はい		
1.3 FLOCERT Requirements	1.2.3	1.2.0.03	ライセンシー	ALL C	業者のみに適用) 製品パッケージ以外の認証原料調達に関する発表(調達量など)は、公に発表される前にFLJによって承認されない	· · · · · ·		はい		
		1.3			FLOCERT Requirements					





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Crite	eria								
Reference	CC N°	Applicable for Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FLOCERT requirement	1.3.0.01	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー	M	前回の監査で指摘された不遵守項目は全て是正されていること。	況を改善することができ	実施された是正措置は状況を改善することができず、不適合の行動が単発で続いている。	の不遵守項目について、	ŧ	ランク3に加え、認証事業 者は原因分析をし、再発防 止のための策を取ってい る。
FLOCERT Requirement	1.3.0.02	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー	С	(例外が適用された認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、例外申請をしているとともに、許可された 例外事項を満たしていること。	いいえ		はい		
FLOCERT requirement	1.3.0.03	ペイヤー、製造、卸 ALL	С	(国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関して、または認証原料(製品)に関して、苦情を受け取った認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、適用される、国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関する全ての苦情やフォローアップ活動を、管理し記録すること。また、これらの記録は、監査人が閲覧可能な状態にされていること。	ローアップ活動がなされておらず、記録として残されていない、もしくはそれらら記録が監査人が閲覧できる状態ではない。	について、手順が記されて いる書類があるが、フォ D ローアップ活動がなされて	について記された適切な記類がある。監査人は、それらの書類を閲覧できる。		苦情処理の方法について 手順書がある。また、苦情 はその方法に従って処理さ れている。さらに、フォロー アップ活動も含めて記録さ れるり、監査人がそれら の記録を閲覧できる。
FLOCERT Requirement	1.3.0.04	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー	С	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証が一時停止になった時点より、事業者はフェアトレード認証を受けていることを示唆する表記や広報物等の使用をしてはならない。	音 いいえ		はい		
FLOCERT Requirement	1.3.0.05	ライセンシー ALL	С	(小規模ライセンシー) 認証事業者は、FLJの小規模ライセンシー定義に該当していなければならない。  □製造組織かつ最終製品を販売するライセンシーである。 または最終製品を販売するライセンシーである。 □原料の原産国から国際フェアトレード認証原料・製品の輸入業務を行っていない。 □他業者への国際フェアトレード認証原料(未完成品)卸			はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Crite	епа									
Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
N.A	1.3.0.07	ライセンシー	ALL	C	認証事業者(ライセンシー)は、ライセンスの更新手続きを していること。	契約更新がすんでいない。	,	はい		
FLOCERT Requirement	1.3.0.09	ペイヤー	Cocoa		(コートジボアール) (カカオ) You comply with all obligations made by the Conseil du Café Cacoa (CCC) and their regulations (décrets) as they apply to sustainable cocoa.	規定に違反している。	認証事業者は規定を完全 に実行することができてい ない。		:	
N.A	1.3.0.10 F	FLJ ライセンシー	ALL	С	認証事業者は販売報告書を提出すること(小規模ライセンシーは1年に1回)。販売報告で報告されている販売量は、管理システムに基づき適性に報告され、ライセンス料(該当する場合のみ)は適切に算出されている。	いいえ		l‡r,		
	2				Trade					
	2.1				Traceability					
	2.1.1				Documentary Traceability Requirement					
2.1.1.	2.1.1.01	ペイヤー、製造、街	(P ALL	М	(製造委託組織にも適用される)認証事業者は、保管倉庫、製造委託組織などとのやり取りを含め、販売と購入に関するすべての書類において(例:請求書、納由書、注文書など)、認証原料(製品)を「フェアトレード」として明確に識別すること。 このことは、製造委託組織との間で送受信されるすべての関連ドキュメントにも適用される。	(例:「フェアトレード」もしくは類似した表現)が抜けている。	战 はあるが不十分である。つまり、すべての製品(原 まり、すべての売買に関する書類に記載されていない。 (例:「フェアトレード」や類	フェアトレードに関する記載 (例:「フェアトレード」もしく は類似した言葉)がある。 (例:「フェアトレード」や類 似の言葉は請求書に記載 されており、他の書類でも それらの言葉が見つけら	ţ	フェアトレードに関する活動は記録され、随時その記録はマネジメントシステム(ERP)で更新されて管理されている。(つまり、すべつン契約書、護送記録、根包リストなどにおいて「フェアトレード」という言葉、もしくは類似した言葉が一貫して確認できる)





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product C	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.1.	2.1.1.02	ペイヤー、製造、卸			ていない。	目がすべて、またはいくつ	監査時に、すべての詳細を トレースすることが可能で ある。(書類にFLO-IDが記 載されていなくても、データ ベースで確認できればよ い)	タベースに保存され、フェ アトレードとの関連付けが	詳細情報は、フェアトレーに関連付けされてデータベースに保存されている。かつ、常に最新の情報に 更する書類には、サプライチェーンすべてのにおける詳細が記載されている)
2.1.1./ FLOCERT requirement	2.1.1.05	ペイヤー、製造、卸	ALL N	認証事業者は、認証製品(原料)を非認証製品として販売する際、製品、パッケージまたは書類その他にある、フェフトレード製品であることを示す箇所を取り除き、消費者および取引先に、認証製品(原料)でないことを明確にすること。	マ や類似の表現が、非フェア ストレード製品販売のすべて	製品から「フェアトレード (Faitrade)」、もしくは類似の 言葉は削除されているが、 他の書類に関連語句が記 載されている、もしくは請求 書に「フェアトレード」と表記	(Faitrade)」、もしくは類似の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類から削除されている。もしく		
2.1.1./FLOCERT requirement	2.1.1.06	ペイヤー、製造、卸 ライセンシー	ALL C	認証事業者は、通常の販売が、認証製品の販売と何らか の関係があるといったことを、直接的にも間接的にも示唆 してはならない。			通常の販売と認証製品の 販売が関係しているという 証拠が無い		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification Compliance Criteria

Reference CC N° Applicable for Product Compliance Criteria (日本語) Туре Cane Sugar 4.4.3 ペイヤー Sugar, FSI Sugar (Cane sugar) (Applicable in case of multiple producers 2.1.1.08 supplying the same mill (or exporter, if applicable) and if no national scheme exists) You keep delivery notes/tickets with the name of the individual cane producer, the producer organization of the individual cane producer, the volume, and the date of the delivery. You have requested confirmation of the volume of cane supplied by each producer (i.e. producer organization). In case you identify that individual cane producers deliver cane for more than one producer organization, you bring

納品書と取引するさとうき きない、もしくは完全に欠 けている。

Rank 1

びの量の情報がが入手で びの量の情報が完全では びの量の情報が入手でき ない、もしくは一部欠けてる。 いる。

Rank 2

納品書と取引するさとうき 納品書と取引するさとうき

Rank 3

びの量の情報が入手でき ている。

Rank 4

納品書と取引するさとうき 要求された書類やデータ が常に入手でき、かつ、随 る、かつ、明確に記載され 時最新の情報が閲覧可能 な管理システムがある。

Rank 5

2.1.2.

2.1.1.12 ペイヤー、製造、卸 ALL 認証事業者は認証製品(原料)の全ての搬入、加工およ び販売に関する記録を保持すること。記録は、FLJ(認証 機関)が認証製品(原料)の出荷から搬入まで遡って追跡 できるようにされていること。

this to notice of the respective producer organizations.

フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量 の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超 想される、もしくは、計算す 販売が予想される。 えていない。

るシステムが無い。

5%以上の過剰販売が予 つ/もしくは、1-5%の過剰 は確認されず、万が一あっ はない。

た場合でも、予想される過 剰販売は1%以下である。

認証事業者は記録を残し 認証事業者は記録を残し 認証事業者は記録を残し 認証事業者は記録を残し FLJが、変更点、関連する ていない、もしくは、監査の ているが、記録に不備があ ており、監査の時にそれら ており、監査の時にそれら レシピと歩留まりを含むフェ 時にそれらの記録が入手 る、もしくは、監査のときに は入手できる。記録は適切 は入手できる。記録は適切 アトレート認証に関わる製 できない。かつ/もしくは、 すべてが入手できない。か になされている。過剰販売 になされている。過剰販売 品のアウトプットからイン

プットを、容易に遡ることが できる管理システムがあ る。認証事業者は記録を残 しており、監査の時にそれ らは入手できる。記録は適 切になされている。認証製 品と通常製品を混合してお らず、原料調達記録システ ムにもミスが無い。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.2	2.1.1.13	ペイヤー、製造、卸		Ċ	ら受領および発送した全ての認証製品(原料)の数量を記録すること。物理的トレーサビリティが適用される場合に	残していない、もしくは、監査のときにそれらが入手できない。かつ/もしくは、5%以上の過剰販売が予想される、もしくは、算出するシ	しているが、記録に不備が ある、もしくは、監査のとき にすべてが入手できない。 かつ/もしくは、1-5%の過	しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想され	らは入手できる。記録は適 切になされている。過剰販	レシピと歩留まりを含むファトレード認証に関わる製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることかできる管理システムがあ
2.1.13, FLOCERT Requirement (fruit juices)	2.1.1.14	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea			売買に関する書類(契約書、発注書など)に記載が全くない。		売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など) に明確に記載されている。		
FLOCERT Requirement	2.1.1.15	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea		(カカオ、さとうきび、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(認証原料、中間製品を <u>購入する</u> 場合に適用される)売買に関する書類には、製品が物理的トレースがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。	書、請求書、又は納品書な		購入に関する書類(契約書、請求書、又は納品書など)に明確に記載されている。		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

CC N°	Applicable for	Product		Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.1.16	ペイヤー、製造、卸, ライセンシー	, ALL	C	場合に適用)	書、発注書など)にプログラ	<del>,</del>	売買に関する書類(契約 書、請求書、納品書など) (こ明確に記載されている。		
2.1.1.17	ペイヤー、製造、卸, ライセンシー	, Herbs, herbal teas & spices	С			:	販売文書(契約書、請求書、納品書)に明記されている。		
2.1.2				物理的トレーサビリティ					
2.1.2.01	ペイヤー、製造、卸	ALL		(すべての産品に適用される)(カカオ、さとうきび、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) すべてのサブライチェーンの段階において、認証製品(原	分けられていない。認証製 : 品を分けて管理するシステ ムが無く、混同している。	<ul><li>が、明確に分けられていないい、</li><li>い、もしくは、一部分しか分けられていない。生産中に</li></ul>	分けられている。認証製品 を分けて管理するシステム がある。	」を区別するマークがあり、	追跡できる管理システムが
<u> </u>	2.1.1.16 2.1.1.17 2.1.2	2.1.1.16 ペイヤー、製造、卸 ライセンシー 2.1.1.17 ペイヤー、製造、卸 ライセンシー	2.1.1.16 ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー  2.1.1.17 ペイヤー、製造、卸, Herbs, herbal teas & spices	2.1.1.16 ペイヤー、製造、卸、ALL C C ライセンシー C Spices C Spices C 2.1.2	COMPILATE COMPILATION (Fround Compilation Circle)         Type         Compilation Circle (日本語)           2.1.1.16         ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンシー         C (FSI複合材料原料、コットン/テキスタイルを販売している 場合に適用) 購入と販売に関する書類に適用されているプログラム名を記載すること。 複合材料製品の場合: FSI、テキスタイル基準           2.1.1.17         ペイヤー、製造、卸、Herbs, herbal teas & ライセンシー spices         C (ドライハーブ) (Hired Labour農園が栽培したドライハーブを販売・購入する場合のみ適用)購入・販売書類に「お茶製品のみ対象」であることを明記している。           2.1.2         物理的トレーサビリティ           2.1.2.01         ペイヤー、製造、卸 ALL         M (すべての産品に適用される) (カカオ、さどうきび、フルーソジュースパパルプ・ビューレ、または来そ売買または加工する事業者、又はコットンのFSIな下で、綿繰り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品 (原料)は非認証製品 (原料)と表記で表すること、認証製品 (原料)は、非認証製品 (原料)と認同しないこと。認証製品 (原料) は、非認証製品 (原料)とは分けて、輸出を設定している。	2.1.1.16	2.1.1.16	CO No.         Applicable for Product         Types         Compliance Circleria (日本語)         Mank I         Mank II         Mank II	Type   Compliance Ortical Li 本語の



NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

FLOCERT assuring fairness

Comp	lianca	Critoria

Compliance Criter	па		5 CO						
Reference	CC N°	Applicable for	Product Typ		Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.4; 2.1.5	2.1.2.02	ベイヤー、製造、卸	ALL C	(すべての産品に適用される)(カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルブ・ビューレ、または茶を、売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される)取引に関連する記録や書類と共に、製品ロット番号や識別マークなどを用いて、すべての段階(例:保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱いがおよび販売時において、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できるようにすること。	品)が、いかなる生産過程 においても、また記録や書 類においても、認証原料 (製品)として識別されていない。書類、記録、製品に 付与されている識別マーク おいて、認証原料(製品)と	ず、識別マークが明確に示されていない。また、識別 マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェア トレード認証として判別でき いく	て、またすべての関連する 記録と書類において、認証 製品はフェアトレード認証 製品であると判別できる。 説別マークは明確に、そし て「フェアトレード」か、もし	製品はフェアトレード認証 製品であると判別できる。 識別マークは明確で、製品	て、またすべての関連する 記録と書類において、認証 製品はフェアトレード認証 製品であると判別できる 識別マークは明確で、製品 ロット番号が用いられてお
2.1.6	2.1.2.03	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit C Juice, Tea	(カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(自発的な物理的トレーサビリティを希望する場合のみ本項目は適用される)認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティの基準を遵守している認証事業者から調達されていること。これらの製品(原料)は、売買のとき、製品パッケージまたは請求書などの関連する書類上で物理的トレーサビリティを有する認証(原料)として識別されなければならない。	的トレーサビリティに対して 認証を受けていない認証 事業者から購入されてい る。		的トレーサビリティに対して 認証を受けている認証事 業者から購入されている。		認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対し下認証を受けている認証事業者から購入されている。認証製品は、請求書と製品において、物理的トレーサビリティーが識別できる。
2.1.7	2.1.2.04	ペイヤー、製造、卸	ALL C	(FSIには適用しない) 認証事業者は、複合材料製品に物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、または/かつ複合材料原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJにより例外の承認を得ていること。	理的トレーサビリティーの 要求を満たしていない。 FLJによって例外申請が承 認されていない。認証原料	が可能な認証原料が、物 理的トレーサビリティーの 要求を完全に満たしていな い。FLJによって例外申請 が承認されていない。生産 」過程において、認証原料と	が承認されている。認証と 非認証を区別するシステム	要求を完全に満たしている。認証と非認証の製品を 区別するシステムがあり、	物理的トレーサビリティー が可能な認証原料は、物 理的トレーサビリティーの 要求を完全に満たしてい る。ミスなしに製品を追跡 できる物理的トレーサビリ ティーのシステムがある。 すべての原料に対し、物理 的トレーサビリティーを実 施する計画がある。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Crite Reference	CC N°	Applicable for Product	_cc	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.3	2.1.2.05	ペイヤー、製造、卸 ALL	M M	(製造委託組織)(カカオ、さとうきび糖、fフルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコッ	認証製品と非認証製品が 分けられていない。認証製	認証製品と非認証製品 が、明確に分けられていな	認証製品と非認証製品が 分けられている。認証製品 ・を分けて管理するシステム がある。	認証製品と非認証製品が 分けられており、識別マー クにフェアトレードの説明が あり、容易に判別できる。	認証製品と非認証製品 が、常に正しく分けられて いる。識別マークにフェアト レードの説明があり、容易 に判別できる。ミスなしに製
2.1.4	2.1.2.06	ペイヤー、製造、卸 ALL		(製造委託組織)(カカオ、さとうきび糖、フルーツジュースパルブ・ビューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される)すべての段階(例: 保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)におけるフェアトレード製品に加え、関連する記録や書類上においても、製品につくロット番号や識別マークにより、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できること。	いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識いされていない。書類、記録録 駅はに付与されている。 競別でも、変証製品として説明されているかは、 対しているい。書類、記述 がはいるできないできない。 でも、変形できないできない。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいている。 しているにはいるにはいている。 しているにはいている。 しているにはいるにはいている。 しているにいるいるにはいるにはいる。 しているにはいるにいるにはいるにはいるにはいる。 しているにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる。 しているにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる。 しているにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるには	容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード・認証として判別できない。	て、またすべての関連する 記録と書類において、認証 製品はフェアトレード認証 製品であると判別できる。 識別マークは明確に、そし て「フェアトレード」か、もし	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。 製別で一クは明確で、製品ロット番号が用いられておはり、かつ「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用されている。	て、またすべての関連する 記録と書類において、認証 製品はフェアトレード認証 製品であると判別できる。 説別マークは明確で、製品 ロット番号が用いられてお
2.1.6	2.1.2.07	ペイヤー、製造、卸 ALL		(製造委託組織)(カカオ、さとうきび糖、フルーツジュースパルブ・ピューレ、または茶を、加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される)フェアトレード製品を納品するときは、それがフェアトレード認証製品であることを明確に示すこと。	て納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉 で区別されていない。フェアトレードに関連する情報	こて納品された製品は、常に 「フェアトレード」や類似した	て納品された製品は、「フェ : アトレード」や類似した言葉	: て納品された製品は、常に	て納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

### Complement Of Name (1998)   Propage Complement Of Propage Complement (1998)   Propage Complement Of Propage Complement Of Propage Complement (1998)   Propage Complement Of Propage Complement O	Compliance Criteria			C						
超型事業者は、フェアレートを認の後を針料別点を設置。	Reference	CC N°	Applicable for	Product Ty	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FSIC参加している設証事業者は、実際の調達量(物理的トレーサビリティが画用される場合)に基づいて実績を公表をすること。公表値は、過去の実績値に基づくこと。  N.A  Herbs & herbal teas 2.1.2.11 製造・卸. ライセン Dried herbs シー Dried herbs シー United herbs grown by Hired Labour companies) You clearly identify the products only it through on-product identification marks	2.1.7	2.1.2.08	ベイヤー、製造、卸	ALL	認証事業者は、フェアトレード認証の複合材料製品を製造する際に、物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。 もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証	が可能な認証原料が、物理的トレーサビリティーの 要求を満たしていない。 凡」によって例外申請が承認されていない。認証原料 と非認証原料を区別するシ ステムがなく、認証。 非認証原料を混合してい	が可能な認証原料が、物理的トレーサビリティーの 要求を完全に満たしていな い。FLJによって例外申請 が承認されていない。生産 過程において、認証原料と 場を記証原料との混合が容 易に起こり得る状況であ	が可能な認証原料が、物理的トレーサビリティーの 要求を完全に満たしてい る。又は、FLJによって例外 申請が承認されており、追 加施設はそのコピーを保 有している。認証と非認証 を区別するシステムはあ	が可能な認証原料が、物 理的トレーサビリティーの 要求を完全に満たしてい る。認証と非認証の製品を 区別するシステムがあり、	が可能な認証原料が、物 理的トレーサビリティーの 要求を完全に満たしてい
Herbs & herbal teas 2.1.2.11 製造・卸, ライセン Dried herbs C (Dried herbs) (Only applicable if you sell or buy dried いいえ はい HL) 5.1.1 シー はthe physical product as 'eligible for tea products only' through on-product identification marks		2.1.2.09	FSIライセンシー	ALL (	FSIに参加している認証事業者は、実際の調達量(物理的 トレーサビリティが適用される場合)または、調達規模(マ スパランスが適用される場合)に基づいて実績を公表をす			はい		
herbs grown by Hired Labour companies) You clearly identify the physical product as 'eligible for tea products only' through on-product identification marks	N.A									
herbs grown by Hired Labour companies) You clearly identify the physical product as 'eligible for tea products only' through on-product identification marks	Herbs & herbal teas	2 1 2 11	製造・卸 ライセン	Dried herbs (	(Dried herhs) (Only applicable if you sell or buy dried	LVL\Z		はい		
	(HL) 5.1.1	2.1.2.11		Shed liebs	herbs grown by Hired Labour companies) You clearly identify the physical product as 'eligible for tea products			16 <b>v</b> -		
2.1.3 Mass Ralance Requirements		2.1.3			Mass Balance Requirements					





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.8	2.1.3.01	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	M	(さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶を取り扱う組織、およびコットンFSI傘下で綿繰り以降の加工を行う組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織)マスパランスがポジティブであることを保証すること。一認証製品として販売された数量と、投入された認証原料の数量とが、加工時の歩留まりとロスを加味した上で同等であること -投入された認証原料(インプット)は、認証―製品(アウトブット)が販売される前に購入されていること	ガティブになっている、もし	いる。予想される過剰販売	である、もしくは特定の月	ティブで、容易に計算でき る。予想される過剰販売は	
2.1.10	2.1.3.03	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	С	(単一場所でのマスパランスに適用)(サトウキビ、カカオ、フルーツジュース/パルブ・ビューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織)認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。	いいえ		はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

	Criteria

- 4				CC						
Reference	CC N°	Applicable for		Туре	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.11, Cocoa 2.1.9	2.1.3.04	ペイヤー、製造、卸	Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	Ĉ	(カカオ,フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織)設証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければいけない。(like for likeルール)例:有機/非有機、原産国等			はい		
Cane Sugar 2.1.2	2.1.3.05	ペイヤー、製造、卸	Sugar	С	(砂糖)(B2B 取引)(マスバランスで白色精製糖を販売し、きび砂糖と甜菜糖を混合または代替する場合に適用)フェアトレードとして販売する砂糖が甜菜糖から作られていること、または甜菜糖ときび砂糖を混合していることを販売文書に明記すること。	いいえ		(‡tv		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance	Criteria
------------	----------

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.12	2.1.3.06	ペイヤー、製造、卸		Ċ	(カカオ、さとうきび糖) 認証事業は、グループマスバランス (GMB)を導入する前に認証機関の許可を得なければならない。また、グループマスバランスに関係する拠点の変更がある場合にも、製造前に認証機関より許可を得なければならない。また、下記の条件に該当することを保証すること。 - GMB に関係するすべての拠点が同じグループに属している。 - 購入と販売に関するすべての関連情報が閲覧できる、中央管理システムが整備されている。 - フェアトレード原料の購買および販売情報を一元化し、グループが販売するフェアトレードの生産量が、グループが購入した同等のファトレードの共産量が、グループが購入した同等のファトレードの共の購入を超えていないことを確認するシステムが整備されている。	いいえ	承諾は得られているが、グ ループマスパランスの条件 は満たされていない。			
2.1.10	2.1.3.07	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage		(追加施設)(単一場所でのマスバランス)(さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。	いいえ		(tu)		
2.1.11	2.1.3.08	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage		(追加施設)(さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織)認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければいけない。(例:非有機/有機、原産国)	いいえ		はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for P	Product CC	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cane Sugar 2.1.2	2.1.3.09	ペイヤー、製造、卸 S		(追加施設) (さとうきび糖) (B2B 取引) (マスパランスで上白糖を加工し、さとうきび糖とビート糖を混合または代春する場合に適用) フェアトレードに分類される砂糖がビート糖から作られていること、またはビート糖ときび糖の混合であることを 文書で明確に示していること。	<b>*</b>		はい		
Cocoa 2.1.6	2.1.3.10	ペイヤー、製造、卸, C ライセンシー	Cocoa C	(カカオ)認証事業者はカカオのマスパランスには、以下の転換率を使用すること。  ・カカオ豆1トン→カカオリカー0.82トン ・カカオリカー1トン→ココアパター0.5トンとココアパウダー 0.5トン ・カカオ豆1トン→ココアパター0.41トンとココアパウダー 0.41トン	)現在の転換率が適用され ていない。	現在の転換率が適用されていない、もしくは完全に適用されていないが、認証事業者は変更する準備がある。	ている、もしくは変更が終		現在の転換率が公表され てから、正しく適用されてい る。
Cane sugar 2.1.3	2.1.3.11	ペイヤー、製造、卸, S ライセンシー		認証製品に、遺伝子組み換え甜菜糖を使用してはならない。			はい		
Cocoa 2.1.7	2.1.3.12	ペイヤー、製造、卸 C	,ocoa C	(カカオ)(マスパランス)認証事業者は、認証原料(イン プット)の購入より3年以内に認証製品(アウトプット)として 同等の量を販売している。	いいえ <del>.</del>		はい		
Cocoa 2.1.8 & 2.1.8	9 2.1.3.13	ペイヤー、製造、卸 C	Cocoa C	(カカオ)(特定のカテゴリ、ステータス、またはオリジンを 謳ってカカオのアウトブットを販売する場合に適用される) アウトブットのカカオのと同じまたはより高い仕様(標準/ ファインフレーバー、非オーガニック/オーガニック)、およ び/または同じオリジン(購入ドキュメントに記載されている でインブットのカカオが購入されている。	オリジンのカカオがインプットとして購入されていない。	י ע	同等のカカオ原料が購入れている	ਣੇ	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 2.1.12	2.1.3.14	ペイヤー、製造、卸			(カカオ)(有機認証以外の他の認証も取得している場合) フェアトレードに加え、追加のサステナビリティ認証制度に よる「デュアル認証」または「マルチ認証」として一定量の カカオ豆や半加エカカオを購入し、フェアトレード以外の認 証制度で販売した場合、フェアトレード認証カカオとして同 じ量を販売することはできない。	ることが明確である。		同量がフェアトレードとして 販売された形跡はない。		ランク3 に加え、認証製品 の複数販売がないことを確 認するシステムがある。
Cane sugar 2.1.1	2.1.3.16	ペイヤー、製造、卸	Cane sugar	С	(さとうきび糖) フェアトレードのインプットが、アウトブットの製造のために使用される原料と同種・同質であるこを保証すること(like to like ルーツ)。(少なくとも精製/未精製、有機/非有機、原産地がインブットとアウトブットで同じであること)	· · · · ·		はい		
	2.2				Product Composition					
2.2.1 and 2.2.4	2.2.0.01	製造・卸, ライセン シー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Vegetables; Wine grapes	С	(食品の複合材料製品)(FSII二は適用しない) 複合材料原料、複合材料製品は、認証事業者が例外申 請をし受理された場合を除いて、可能な限り多くの認証材 料が使用されていること。	つかの原料に対して、非認証原料が使用されており、 例外申請が受理されてい ない。(認証対象となってし	い。すなわち、認証対象の 産品であるが非認証原料 、を使用する場合、例外申請 の承認がなされていなけれ	いる、もしくは、FLJによっ て例外適用が承認されて おり、監査時に承認記録か 閲覧可能である。		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.2.2	2.2.0.02	製造・卸, ライセン シー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Timber; Vegetables; Wine grapes	Ċ	(食品の複合材料製品)(FSIには適用しない)食品の複合材料製品は最低でも20%以上の認証原料からできていること。 含まれている認証原料の重量(容量)割合の表示は、加工前の、すべての原料の総重量(総容量)との比率で表されること。 50%を超える水、もしくは乳製品が加えられた製品は、加えられた水もしくは乳製品を、計算から除外する。これは、濃縮還元ジュースにも適用される。しかし、フレッシュジュースには適用されない。 使用される複合材料は、関連する複合材料の割合基準に準じること。	=		はい		
2.2.3	2.2.0.03	製造・卸, ライセンシー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Timber; Vegetables; Wine grapes	С	(食品の認証製品)(FSIには適用しない)認証事業者は、 国の法に抵触しない限り、小売向け製品の包装の裏に、 フェアトレード認証原料の最低割合を表記すること。	いいえ		はい		
Cotton 2.2.1	2.2.0.04	ペイヤー、製造、卸	Cotton	С	(コットン) 認証製品に使用されるコットン製品は、認証生産者から調達されたコットンでなければならない。十分な量の認証コットン(Fairtrade cotton combers)が入手できない場合は、非認証コットンを20%まで使用して脱脂綿または化粧用パフ(cotton wool pads)を作ることができる。ただし、製造組織は使用した非認証コットンと同量の認証コットンを別途調達しなければならない。 上記ケースを適用する場合には、FLJに通知すこと。			はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cotton Product Composition Policy	2.2.0.05	ペイヤー、製造、卸, ライセンシー	, Cotton		(コットン)(コットンの最終製品のみに適用される)FLJから 例外が承認されていない限り、コットン以外の材料を使用しているコットン最終製品は最低50%(重量ベース)の認証コットンからできていること。制服、ユニフォームは、最低30%以上とする。	いいえ		はい		
2.2.5	2.2.0.06	製造・卸, ライセン シー	FSI ALL	C	(コットン、金を除くすべてのFSI対象製品) (食品複合材料と食品複合製品に適用) 物理的トレーサビリティを適用する場合、製品中の該当す る製品の100%がフェアトレード認証原料を使用していること。 FSIラベルが貼付されている製品で、マスバランスを適用 する場合(さとうきび糖、ココア、フルーツジュース、茶)、製 品に使用されている原料の同等の量が認証原料として調 達されていなくてはならない。 FSIラベルが貼付されている製品は、FSI対象製品でなけ ればならない。	いいえ		ltl		
Flowers and plants 1.2.1	2.2.0.11	ペイヤー、製造、卸, ライセンシー	, Flowers	С	(花および植物) 花束やアレンジメントに使用されるすべての花や植物がフェアトレード認証を受けていない場合は、国際フェアトレード原料調達制度(FSI)の元で販売していること。	いいえ		はい	ランク3に加え、非認 花や植物はローカル されている。	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product CC Type		Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.1.1	<b>3.1</b> 3.1.0.01	ペイヤー、製造、卸	J All C	(製造委託組織にも適用される) (綿繰り工程以降のFSI コットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の労働法、基本的な国際労働機関 (ILO)の協定を認識していること。	当該国の労働法、基本的 な国際労働機関(ILO)の   協定の認識がない。		命している。また、自身に		は効果的に履行されてい
4.1.1	3.1.0.02	ペイヤー、製造、卸 ライセンシー	ī, All M	兆候が無いこと。	当該国の労働法、または ILO協定に常習的に違反し ている証拠がある。	違反している証拠がある。 、しかしながら認証事業者 は、将来的に違反を避ける 行動を実行した。	れなかった。しかしながら、		・ランク4に加え認証事業者 は効果的に規定や手順書 を実施していることを示す ことができる。または、他の スキームによる社会的監 査を受けている。
	3.1.1			Freedom from Discrimination					
	3.1.2			Freedom from Forced and Compulsory Labour					
	3.1.3			Child Labour and Child Protection					
Cocoa 3.2.7	3.1.3.04	ペイヤー、製造、卸	Cocoa C	(カカオ) (アフリカ・アジアから調達する場合2024 年 7 月 1 日から適用) (ラテンアメリカ・カリブ海から調達する場合2025 年 7 月 1 日から適用) 特定された最も深刻なリスクの予防と軽減を支援する少なくとも 1 つの活動に協力することで、直接または間接的に調達する生産者組織の行動計画を支援する。この貢献は、生産者に支払われるフェアトレード・プレミアムに追加される。 支援は、直接またはパートナーシップを通じて行われる。年間の支援金提供、トレーニング、パートナーシップの促進、政府とのアドボカシー、またはその他の方法がある。		い、または基準に記載さ	資金提供、研修、パートナーシップの促進、政府とのアドボカシー、またはその他の方法で、直接、またはパートナーのイニシアティブを介した年次支援がまされ、かつ基準に記載された項目が遵守されている。	豆1トン当たり年間合計	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product CC		Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Сосоа 3.3.3	3.1.3.05	ペイヤー、製造、卸		(カカオ)(2024 年 7 月 1 日より適用) 児童労働および/または強制労働のリスクが高い地域で活動していることが確認された生産者組織を、直接または間接的に調達先とする場合に、リソースと支援を提供する。この貢献は、生産者に支払われるフェアトレード・プレミアムに追加される。あなたの支援は、直接またはパートナーシップを通じて行われる。年間資金、研修、パートナーシップの促進、政府への働きかけ、またはその他の方法によるものである。		い、または基準に記載さ	資金提供、研修、パートナーシップの促進、政府とのアドボカシー、またはその他の方法で、直接、またはパートナーのイニシアティブを介した年次支援がまされ、かつ基準に記載された項目が遵守されている。	・豆1トン当たり年間合計 19ドルに相当する。	
0.04	0.1.0.00	o cha dulyt fro	0	(	+D ++ 18 ++ ++ 1 +++ 1 +	*** O *** O 7 - *			
Cocoa 3.3.4	3.1.3.06	ペイヤー、製造、卸	Cocoa C	(カカオ) (アフリカおよびアジアから調達するトレーダーは 2024 年 7 月 1 日より適用、ラテンアメリカおよびガリブ海地域から調達するトレーダーは 2025 年 1 月 1 日より適用) 児童労働および/または強制労働に対処し、是正するために、過去 1 年間に生産者に提供された支援 の種類に関するデータを、推定金額も含めて、毎年国際フェアトレードラベル機構が提供するテンプレートとフォーマットでデータを提示すること。	1	一部の報告のみされている。	↑国際フェアトレードラベル 機構の解釈ノートに従っ て、データは毎年報告さ れ、		
	3.1.4								
	3.1.5			Conditions of Employment					
	3.1.6			Occupational Health and Safety					
Nuts 3.3.1 & 3.3.2		ペイヤー、製造、卸	Cashew Nut C	(カシューナッツ) (生のカシューナッツを加工している場合 に適用) 加工ユニット内の作業者に保護なや保護油を支 給し、カシューナッツ液から十分に保護されていることを確 認していること。	L		保護服や保護オイルが提供され、作業者が適切に係護されている	ţ	
Nuts 3.3.3 & 3.3.4	3.1.6.06	ペイヤー、製造、卸	Cashew Nut C	(カシューナッツ) (生のカシューナッツを加工している場合に適用) 作業員が保護なや保護油の使用について訓練を受け、それらが正しく使用されていることを管理監督していること。	ない		作業者は保護服や保護油の使用について訓練を受け、それらを正しく使用している。		
	3.2			Environmental Protection					





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.1	3.2.0.01	ペイヤー、製造、卸		(製造委託組織にも適用される)(綿繰り工程以降のFSI コットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規を認識して いること。	適用される環境法規に関し 認識がない。	,	認証事業者は、担当者を 任命している。また自身に 適用される環境法が、企業 内でどのように通知されて いるかを示すことができ る。	者は環境保護のための指	ランク4に加え認証事業者 は効果的に履行されてい ることを示すことができる。 (例:EMS)
4.2.2	3.2.0.02	ペイヤー、製造、卸	All C	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない)認証事業者は、認証製品に国際フェアトレードラベル機構より発行される危険物質リスト(Hazardous Material List) Red Listに掲載されている物質をフェアトレード製品の出荷、輸送、保管中の害虫駆除に使用しないこと。 認証事業者は、認証原料(製品)に使用された駆除剤の有効成分、製品名、適用された原料、標的にされた害虫名、また使用された物資がHMLのパート((レッドリスト)、2(オレンジリスト)、3(イエローリスト)のどこに該当するのかをリストにまとめ、定期的に更新しなければならない。	に、禁止された物質を積極 : 的に使用している。 !	使用されていない。しかし		トに記載されているいかな る物質も使用されていな	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.3	3.2.0.03	ペイヤー、製造、卸		(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない)(HMLのオレンジリストに記載の物質を使用している認証業者にのみ適用) -認証事業者は、HMLに記載された特定使用条件を満たしていること -次の場合に限り使用していること: i)害虫に農薬耐性ができてしまうことを防ぐ方法の一つとして ii) より有害でない農薬に変える場合 iii) Integrated Pest Management (IPM: 総合的有害生物管理)の一環としてiv) 無農薬対応を含む場合 -物質の使用を削減させる、又は中止させる計画を作成すること。その計画には以下を記載すること。対象物質の種類(学名、有効成分、有効成分の含有率、製品名)、使用量(単位面積あたり、あるいは%、ppmなどの散布濃度と年間の単位面積あたりの総散布量)、IMPの一環として他の無農薬での対応詳細を含む、使用の削減あるいは中止のためのアクションプラン。		承認のための条件が満たされていない。	承認の条件において、逸 脱している箇所が無い。		例外の承認条件について 認められたことを示すQMS 文書がある。
4.2.4	3.2.0.04	ペイヤー、製造、卸	All V	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 土地の利用と、生物多様性、水の使用、エネルギーの使 用(カーボンフットブリントを含む)、排水の流出、大気中へ の排出、廃棄物、有害物質そして異常措置に関して、認証 事業者は、認証製品に関係する直接の環境への悪影響を 理解し、最小限になるよう取り組む。			環境管理システムが整備 されている。		ランク3に加え、環境面について第三者から認証を受けている。
4.2.5	3.2.0.05	ペイヤー、製造、卸	All V	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、可能な限り、リサイクルされた又は容易に 生分解する素材を製品パッケージに使用すること。		: リサイクル、もしくは容易に 生物分解可能なパッケー ジが限定的に使用されて いるが、通常は使用されて いない。	生物分解可能なパッケージが、高い確率で使われて		リサイクル、もしくは容易に 生物分解可能なパッケー ジを使用することがプログ さんとしてあり、それが企 業の指針となっている。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product CC	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.6	3.2.0.06	ペイヤー、製造、卸		(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、フェアトレードサブライチェーンの中で、 カーボンフットプリントを削減するアクションをとること。	カーボンフットプリントを削 減するアクションが全く取ら れていない。	)	カーボンフットプリントを削 減する段階が踏まれてい る、		ランク3に加え、削減できな い段階まで、カーボン排出 量を相殺している。
4.2.1	3.2.0.07	ペイヤー、製造、卸, ライセンシー	All M	(製造委託組織にも適応される)(綿繰り工程以降のFSI コットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規に対しいず れにも違反している兆候のないこと。	環境法規に常習的に違反 している証拠がある。	達反している証拠がある。 しかしながら認証事業者 は、将来的に違反を避ける 行動を実行した。	れなかった。しかしながら、		ランク4に加え認証事業者 は効果的に規定や手順書 を実施していることを示す を実施していることを示す かできる。または、他の スキームによる社会的監 査を受けている。
Flowers and Plants 4.1.3	3.2.0.08	ペイヤー、製造、卸	Plants C	(Plants) You take at least 20% of the volume of the growing media used for Fairtrade plants from alternative sources to peat.	No No efforts made to use alternative sources to peat.	Peat-free alternatives used are significantly less than 20%.	Yes At least 20% of the growing media used is peat-free.	RANK 3 AND the company g has implemented measures towards further increasing peat-free growing media.	
4.2.2	3.2.0.09	ペイヤー、製造、卸	ALL C	(綿繰り以降のFSIコットンを除くすべての産品に適用される)農作物・製品に対し、消費国で許可され登録された合成物資のみを使用している。	いいえ		はい		
Cocoa 3.4.6	3.2.0.11	<b>%1</b> \(\forall - \)	Cocoa C	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー)(2024年1月1日から適用)カカオを調達している農園単位100%について、ジオロケーションデータ(GPSポリゴン又は、ロケーションポイント)を入手してること。このデータを調達先の生産者組織と共有し、森林破壊をさらに防止するための手順に役立てること。	が入手されていない。	一部の農場単位のみのジ オロケーションデータが入 手されている。	全農場単位でのデータが 入手されており、かつ生産 者組織とデータ共有がされ ていることが証明できる。		
Cocoa 3.4.8	3.2.0.12	%1 <del>7</del> 7	Cocoa C	(カカオ)(ペイヤー, コンベイヤー)(2024年1月1日より 適用)国際フェアトレードラベル機構に森林破壊防止に関 する以下のデータを毎年報告すること: 調達先の農園単位の入手可能な地理的位置データ。(生 産者組織の適切な承認を得る) データは、提供されたテンプレートとフォーマットで提出す ること。	報告がなされていない。	部分的な報告がなされている。	国際フェアトレードラベル 機構の解釈ノート (interpretation note)にし たがって、データは毎年報 告されている。		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criter	ııa	_								
Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 3.4.8	3.2.0.13	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	Ċ	(カカオ)(2025 年 1月1 日より適用) 森林減少防止・緩和 支援に関する以下のデータを毎年国際フェアトレードラベル機構に報告すること: ・過去 1 年間に生産者組織に提供された森林減少・劣化の防止・緩和のための支援の種類 -その推定金額 提供されたテンプレートとフォーマットで報告すること。	報告がなされていない。	部分的な報告がなされて いる。	国際フェアトレードラベル 機構の解釈ノート (interpretation note )にし たがって、データは毎年報 告されている。		
	3.2.1									
	3.2.2				Water Use					
	3.2.3				Energy Use					
	3.2.4				Waste Water Effluents					
	3.2.5				Emissions to Air					
	3.2.6				Waste					
	4				Business and Development					
	4.1				Contracts					
5.1.1, Fresh Fruit (SPO) 5.2.2 & 5.2 Fresh Fruit (HL) 5.4.2 & 5.4.4	4.1.0.01	ペイヤー	ALL	M	(ペイヤー、コンベイヤー) フェアトレードブレミアムペイヤーとコンベイヤーは、トレーダー基準付属文書1および関連する産品基準に定義されたそれぞれ役割を果たすこと。もしくは、影響を受けるすって当事者(生産者を含む)と合意の上、別の取り決めをしてもよい。取り決めに関する書類は、FLJに提出されていること。	が、関係者の合意を得られ ておらず、書面での合意も なされていない。	ı	トレーダー基準付属文書 1、または関連する産品基 準で定められた役割を果た している。もしくは、すべて の関係者と書面で合意の もと、別の取り決めがなさ れ、書類がFLJIに提出され ている。	2	すべての関係者の署名と ともに、別の取り決めがな された、かつ、FLJに報告し ている。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
.1.2; 5.1.3	4.1.0.02	<b>ペイヤー</b>	ALL	M	(ペイヤーとコンペイヤー)(花&植物、ガーナ産力力才には適用しない) ペイヤーとコンペイヤーは、生産者と(もしくはコンベイヤーと)認証原料(製品)の購入において、契約を結ばなくてはならない。契約は産業規制に則ったものであり、なおかつ下記項目を明確に記載すること。公置規格(製品・原料の説明や属性など)・価格の要求事項に従って確定した価格・フェアトレード価格とフェアトレードブレミアムの調整が必要な場合、その計算方法・支払うべきフェアトレードブレミアムの高齢(価格とは別に示されていること)・誰がフェアトレード価格とフェアトレードブレミアムを支払う責任をもつか・支払形式(透明でかつ追跡可能でなくてはならない)・価格とブレミアムの支払いが、フェアトレード価格テーブルで決められている通貨と異なる通貨で支払われる場合、使用される為替レートの日付・(該当する場合)前払いの条件と額・呂質問題が発生した場合の手順・国際通商条件(Incoterms)を使用する際の納品条件・産品別基準に沿った支払い条件・「不可抗力条項」の定義又は記載・裁判権適用に関する合意・その他の紛争を解決するための解決の方法・双方の契約当事者は、同等の契約終了の権利をもつこと・(コートジボワールからのカカオを購入する場合)参照された価格とフェアトレード最低価格の差額を支払うこと(該当する場合)	はコンベイヤーとの、購入契約書、または認証原料(製品)の売買契約書がない。	トレード製品の注文書はあるが、それらの書類には不	料(製品)の注文書はある		売買契約書、または認証原料(製品)の注文書がまり、それらの書類は生産ディコンベイヤーから合意されている。もしくは、どちらの署名もある。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Prepared and preserved Fruit and Vegetables, Fresh 2.3.1 (SPO), 5.3.1 (HL) Vegetables 2.1.1 (SPO), 5.2.1 (HL)	4.1.0.03	<b>~1</b> <del>v</del> -	Dried Fruit, Dried Vegetables, Fresh Vegetables	M	(ペイヤー) (ドライフルーツ、乾燥野菜、豆類を除く生鮮野菜) フェアトレードペイヤー(ペイヤー)は、生産者(またはコンペイヤー)との契約において、4.1.0.02 に加え以下の事柄を記載すること。 契約日 認証事業者のFLO IDナンバー - 契約に不可欠なものとしてのフェアトレードへの参照 - 契約有効期限 - 商品説明 - 認証製品の購入量(最低、最大量、または固定量) - 調達計画のリファレンス - 注文システムの機能の説明 - 各当事者の責任説明と品質チェック手順	は輸出組織と、売買契約 書、または認証原料(製		売買契約書、または注文書はあるが、生産者から承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。		書面での売買契約書、または注文書があり、生産者から書面での飛買を受けている。もしくはの双方の署名がなされている。
Fresh Fruit 4.1.1 (SPO), 5.2.1 (HL)	4.1.0.04	ベイヤー	Fresh Fruit, Banana	С	(ベイヤー) (パナナを含む生鮮果物、ただしワイン用のぶどうを除く) 契約には、4.1.0.02 に加えて下記の事柄を含めること。 - operator's FLO ID number - minimum volume to be purchased and delivered on a weekly basis for perennial fruits and on a seasonal basis for seasonal fruits and volume projection for the duration of the contract - description of how the system of orders will function (when and how weekly/ signle orders are confirmed) - responsible party for product labelling - rules for dead freight - non-Fairtrade payment terms and price mechanism in case of short falling sales and quality problems for each product - if applicable, a reference to additional or special packing material and services and related costs not included in the Fairtrade minimum price (e.g. for "clusterbags" or "parafilm").	者と、もしくは輸出組織と締結した書面での売買契約書がない。	書面での売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。		ī	書面での不備のない売買 契約書、または注文書が あり、書面にてサプライ ヤーから承認を受けてい る、もしくは双方の署名が なされている。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

	Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.5	4.1.0.05	<b>ペイヤー</b>	Coffee	Ċ	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(通常よりも遅い納品 スケジュールの要請を生産者・輸出組織にした場合※収 穫後の3か月以上) 認証事業者は、認証事業者は通常よりも遅い納品スケ ジュールの要請をした場合、保管の費用、利息そして保険 費用が認証事業者により支払われることを保証しなけれ ばならない。その詳細は契約書に記載されていること。	も遅い納品スケジュールを 要請した場合、保管の費 用、利息そして保険費用か	*	通常の場合よりも遅い納品スケジュールの要請があった場合について、保管の用、利息そして保険費用と、合意された費用の詳細が売買契約書に記載されている。		
Coffee 2.2.3	4.1.0.06	<b>%1</b> ヤー	Coffee	С	(ペイヤー)(コーヒー)(後決め価格契約のみに適用) 認証事業者は、価格設定が販売側(生産者)の意見に基 づいて行われることを確実にすること。 収穫期間に、双方のリスクを管理する手段として生産者と コンサルテーションが行われない限り、価格を決定するた めにストップ・ロス・オーダーを適用してはいけない。		1	生産者と買い手の間で協議され、ストップ・ロス条項が適用されている。		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.1	4.1.0.07	*\frac{1}{\pi}-	Coffee	Ċ	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(生産者組織とのジャン決め価格契約のみに適用)認証事業者は、制生産者とのジャン決め価格契約に同意する。ジャン決め価格契約は、生産社からの要求があった場合に適用される。認証事業者がジャン決め価格契約を締結するのは、下記の条件に該当する場合に結ぶことができる。 a)決定価格での契約が有効でないオークションで購入する場合 b)販売者が認証コーヒーの在庫がある時に契約に署名をする場合(例:即時運搬(購入契約に署名してから3か月以内のもの)、もしくは、契約に署名する前に、プレ出荷の許可を得たもの) c)認証事業者と販売者の双方で書面によりその契約に合意した場合で、またリスクマネジメントの戦略として双方が合意した場合。相互合意とリスクマネジメント戦略の詳細は、書面で確認すること。最低限以下の項目が定められいること・共有されるコスト構造・収穫結果に基づくソリューション・生産者組織およびバイヤーの責任に関する条項d)ジャン決め価格契約が国の法規に反する場合	ではいにも関わらず、ジャン決め価格契約が締結されている。		ジャン決め価格契約が適用されるための4つの条件のうち、一つの証拠がある。	-	
Coffee 2.2.4	4.1.0.08	ペイヤー	Coffee	С	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用)仲介人の利用が、販売者と買い手との間の契約の中に明示されていること。			売買契約書があり、そこに は買い手と売り手について	いて明確に言及されている。	
Coffee 2.2.4	4.1.0.09	ペイヤー	Coffee	С	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用) 契約において、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者は、仲介人の手数料を支払うこと。	料が、仲介人サービスの利	I	(コーヒー)仲介人の手数 料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者 によって支払われている。	1]	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.2.2	4.1.0.11	ペイヤー	Flowers, Plants	Ċ	(ペイヤー)(花および植物) 最終の発注は文書にて確認されること。オークションで購入する場合は、生産者に書面で最終的な購入を確認していること。	最終の発注が、文書にて 確認されていない。		最終の発注が、文書にて 確認されている(例:メー ル)。		
Oil Seeds and Oleaginous fruit 2.3.1	4.1.0.12	ペイヤー	Soybeans	С	(ペイヤー)(大豆) 生産者との契約書には、回避できないGMO混入に関し、 該当する国内または国際基準の範囲内(いずれか厳しい 方)である場合に限り認められること、またどちらの規定が 適用されるかを明記すること。		J	(大豆)生産者との契約書には、回避できないGMの混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内にはずれか厳しい方)である場合に限り許可されること、またどちらの規定が適用されるかについて明記されている。	5	
5.1.6	4.1.0.25	ペイヤー	ALL	С	(生産者からの最初の購入者)(契約書に記載されてた数量を供給/購入することができない例外的な、予測できない状況に至った場合に適用)すみやかに供給者に通知し、解決策を積極的に探すこと。	何も通知が無い。	通知はされたが、解決策は 立てられていない。	サプライヤー/買い手に、 口述で(会議のなかで、も しくは電話で)通知がされ た。かつ、契約の再交渉が 行われた、もしくは解決策 を積極的に探している。	:	書面にてサプライヤー/買い手から通知がされた、かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。
5.1.8	4.1.0.26	ペイヤー、製造、卸	All	V	(カカオには適用しない)認証事業者は、生産者に対して長期的なコミットメントをするか、もしくは、(供給者側が生産者と長期契約を結べるよう)供給者と長期的なコミットメントをすること。			二年以上の長期的なコミットメントが、書面で、生産者と、もしくはサブライヤーと 直接されている。		ランク3に加え、継続的に 長期的なコミットメントを履 行している。
5.1.9	4.1.0.27	ペイヤー	ALL	V	(ペイヤー、コンベイヤー) 生産者、価格・プレミアムのペイヤー、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結すること。もしくは、コンベイヤーとフェアトレードペイヤーとの間で締結した契約について、生産者と内容を共有すること。			生産者、価格・プレミアム 支払者、コンベヤーとの間 に、三者間契約を締結して いるが、三者全員の署名 がされていない、もしくは、 輸出入業者との契約につ いて、生産者と内容を共有 している。		生産者、価格・プレミアム 支払者、コンベヤーとの間 に、三者間契約を締結して いる。かつ、全員の署名が されている。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product CC	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.5.2	4.1.0.32	ペイヤー、製造、卸		(カカオ)複数年にわたるココアの調達に関する相互のコミットメントに基づいて、生産者との長期的なパートナーシップを約束すること。また、プレミアムの活用について情報に基づいた意思決定を生産者が行うために持続可能性な優先度についてコミュニケーションをすること。.	に関するコミュニケーション	<b>[</b>	3年間(またはそれ以上)の 期間の生産者との長期的 なコミットメントについての 書面がある。また、、持続 可能性に関す売る優先の 項に対して、定期的な意見 交換が行われている。		ランク3 に加え、i生産者、 バイヤー、ブランドオー ナーを含む三者パートナー シップ契約がある。
Cocoa 4.1.1	4.1.0.33	ペイヤー	Cocoa C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)公式価格が国政府によって設定されていない限り、、契約書にニューヨーク(ICE FUTURES US)またはロンドン(ICE FUTURES EUROPE)が市場価格の参照先として記載されていること。	ない場合、市場価格に関	·	契約に記載のない情報源 について合意された証拠 がある。(メールなど)		情報源に関する書面による合意は、署名された売買契約書に記載されている。
5.1.7	4.1.0.34	ペイヤー、製造、卸	ALL C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される)料金を含むすべての条件について事前に生産者と書面で同意すること。		•	料金を含むすべての契約 条件について、事前に書 で合意に達したことを示す 証拠がある。	<u> </u>	
5.1.7	4.1.0.35	ペイヤー、製造、卸	ALL C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される)生産者にサービス(訓練やその他の支援活動など)や料金を受け入れるよう圧力をかけたり、サービスの受け入れを認証原料の購入条件にしない。	を受け入れるように圧力を かけられているという証	*	生産者がサービスや料金を受け入れるように圧力をかけられているという証拠、および/または、サーヒスの受け入れが購入の条件であったという証拠がない。	<u>.</u>	
Cocoa 4.1.3	4.1.0.36	ペイヤー、製造、卸	ALL C	(カカオ)カカオ製品をフェアトレードとして販売する場合、 必ず契約書に支払われるべきプレミアムの金額、および該 当する場合はオーガニック価格の上乗せ分を、認証カカオ の合意販売価格とは別に表示させること。		t	売買契約に、プレミアムおよびオーガニック上乗せ分(該当する場合)の内訳が、明確に個々に表示されている。	<b>&gt;</b>	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.1.4	4.1.0.37	ペイヤー	Cocoa	С	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー)(2019年10月から適用)(生産者団体またはコンベヤーから有機認証カカオ製品を購入する場合にのみ適用可能) 生産者組織(または該当する場合はコンベイヤー)との購買契約において、支払うべき有機の上乗せ金額を、価格とは別に明記すること。	ていない。		売買契約に、オーガニック 上乗せ分(該当する場合) の内訳が、明確に表示され ている。	L	
Coffee 4.1.1	4.1.0.39	ペイヤー	Coffee	С	(ペイヤー、コンベイヤー) (コーヒー) 購入時の契約において、価格差となる優れた品質、国別の差額、有機の差額 (該当する場合)、フェアトレードプレミアムを明確に示していること。	プレミアム、オーガニック・ ディファレンシャル(該当す る場合)の追加価格差が、 購入契約書に分けて記載 されていない。		プレミアム、オーガニック・ディファレンシャル(該当する場合)の追加価格差が、購入契約書に分けて記載されている。		
Coffee 2.2.9	4.1.0.41	×1ヤー	Coffee	C	(Payer, Conveyor) (Coffee) (For payers and conveyors who were certified or have applied for Fairtrade certification before 15 July 2021 only applicable to contracts signed as of 15 January 2022) You sign a purchase contract for Fairtrade coffee with the producer or with the conveyor (if applicable). Contracts follow national and industry regulations, and in addition indicate:  - Form or stage (green exportable coffee, parchment) in which the coffee is purchased from the SPO (i.e. change in ownership of the main product and any by-product)  - Moisture content (percentage level) of coffee purchased, if applicable  - Detailed description of services delivered to the SPO (i applicable)  - Price risk management strategy terms and conditions (if applicable)  If you, as a buyer, are processing the coffee, you share the post-milling report, including the yields and quality specifications of the coffee, with the producer organisation once available.	with producer organization	BUT is incomplete.	Written and complete purchase contract or purchase order exists BUT is not confirmed by producer/conveyor (purchase order) or not countersigned by both parties (purchase contract AND (if processing coffee) post—milling report shared with producer organization	)	Written and complete purchase contract or purchase order exists ANE is confirmed in writing by producer/conveyor (purchase order) or countersigned by both parties (purchase contract AND (if processing coffee) post-milling report shared with producer organization





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.6	4.1.0.42	ベイヤー	Coffee	Ċ	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで生豆として輸出可能なコーヒーを購入しない場合にのみ適用できる) 生産者との契約(または該当する場合はコンベイヤー) に、価格計算の詳細な内訳(差引価格または追加価格の 明細、その値、および加工される場合の換算レート)を記載するここと。	ヤーとの契約に、価格計算 の詳細な内訳が記載され ていない。		生産者組織またはコンペイヤーとの契約に、価格計算の詳細な内訳が記載されている。		
Coffee 4.1.2	4.1.0.43	ペイヤー	Coffee		(ペイヤー、コンベイヤー) (コーヒー) (法律によりオークションを通過しなければならない場合のみ適用) 輸入者として、輸出者が関連コストをカバーするための妥当なマージンを輸出者と合意すること。	取り決めがない。		合理的なマージンに関する 取り決めがある。		
Tea (SPO) 4.1.1 & Tea (HL) 5.3.1	4.1.0.44	ペイヤ <b>ー</b>	tea		(ペイヤー、コンベイヤー)(茶)販売請求書に該当する「インスタントティー」/「有機インスタントティー」を明記し、明確性と透明性のために、市販価格とフェアトレードプレミアムを別々の項目として詳述すること。	፪ ニックインスタントティーの		請求書にインスタントティー /有機インスタントティーの 表示と、製品価格とフェアト レードプレミアムが明記さ れている。		
	4.2				Price and Fairtrade Premium					
5.2.1, 5.2.2, Cocoa 5.2.1		ペイヤー	ALL	М	(ペイヤー、コンベイヤー) 少なくとも、関係する市場価格、または、価格データベース によって決められたフェアトレード最低価格のうち高額なた を、生産者(またはコンベイヤー)に支払うこと。	、下の、もしくは関係する市		支払いもしくは関連する市 場価格(どちらか高額な 方)が支払われている。		
5.2.1	4.2.0.02	ベイヤー	ALL		(ペイヤー、コンペイヤー)(さとうきびには適用されない)市場価格の情報源について、生産者と合意すること。可能であれば、産品別基準で示されている市場価格の参照を使用すること。	価格の情報が共有されて	100	市場価格の情報源が、定期的に共有され合意されている証拠書類(メールなど)がある。		ランク3に加え、書面での市場価格の情報源について 合意した双方の署名のある売買契約、もしくはサプライヤーから承認を得こと を示す書面での発注書がある。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Crite	Compliance Criteria Compli									
Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.2.1	4.2.0.03	ペイヤー	ALL		(ペイヤー、コンペイヤー) もし認証原料(製品)に対して支払う価格が、関係する市 場価格から著しく逸脱している場合、理論的根拠又は理 由を提出することができる。	市場価格から著しく逸脱し ている理論的根拠又は理 由を提出できない。	場価格から著しく逸脱していることについて、適切な理論的根拠又は理由を提出できない。もしくは、生産	支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、理論的根拠又は理由がサプライヤーに提出されている(例メールなど)、かつ、それは適切である。		サプライヤーに、双方の署名がなされた売買契約書、 もしくは、サプライヤーから 承認を得た発注書に、理論 的根拠又は理由が記され ている。かつ、それは適切 である。
5.2.2	4.2.0.04	ペイヤー	ALL		(ペイヤー) 最低価格について、品質に対しての値引きをしてはならない。フェアトレード最低価格は、文字通り最低である。		)最低価格の支払いについ て、品質に対しての値引き がされている。	最低価格の支払い、かつ、 品質に対する値引きがされ ていない。		最低価格の支払いかつ、 高品質のものに上乗せの 支払いがされている。
5.2.2	4.2.0.05	~1 <del>7</del> -	ALL		(ペイヤー) (フェアトレード価格の差異を計算する際、コンベイヤーに適用される) 新しいフェアトレード最低価格は、価格データベースで示されている適用日以降に締結される契約より適用される。その日以前に締結された契約は、契約書で決められた価格が尊重される。	た適用日以降に結ばれた 契約において、新しいフェ アトレード最低価格が適用	格が、価格データベースに 示されてた適用日以降に	格が、価格データベースに 示された適用日以降に結 ばれたすべての契約にお	格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データ れた後、しかし価格データ ベースに示された適用日 以前に結ばれた契約のう	格が、新しい価格が公表さ
5.2.3; 5.1.3	4.2.0.06	ペイヤー	ALL		(ペイヤー)(フェアトレード価格の差異を計算する際、コンベイヤーに適用される)(ガーナまたコートジボアールからカカオを購入する場合、オレンジジュース用オレンジには適用されない) 購入しようとする価格に対し、フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されている場合(異なる製品形状、異なる取引条件)、状況に応じてフェアトレード最低価格を調整する。計算方法は透明性を持ち、かつ、実際のコストを反映させること。	サプライチェーンの中の異なるレベルで設定されているにも関わらず、調整が	されているが、計算方法は	る、かつ、計算方法は透明 性を持ち、実際のコストを	る、かつ、計算方法は透明 性を持ち、実際のコストを 反映している。さらに、計算 方法について、サプライ	る、かつ、計算方法は透明





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Crite	ria									
Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.2.3	4.2.0.07	<b>ペイヤ</b> −	ALL	Ċ	(ペイヤー) (フェアトレード価格の差異を計算する際、コンベイヤーに適用される) (ガーナまたはコートジボワールからのカカオを購入する際には適用されない) 生産者がフェアトレード最低価格に含まれていない。追加コストのかかる責任を有している場合(例:パッキング)、フェアトレード最低価格を計算する際にそれらのコストを考慮すること。 適用されるフェアトレード最低価格は、フェアトレード最低価格に生産者が責任をもつコストを加えたものになる。	生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、 それらのコストが考慮され	・生産者が追加コストのかか る責任を有している場合、 それらのコストが考慮され ている、しかし、計算方法 は計算方法は透明性を持	・生産者が追加コストのかか る責任を有している場合、 それらのコストが考慮され ている、なおかつ、計算方 法は計算方法は透明性を		生産者が追加コストのかれる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、なおかつ、計されている、なおかつ、計されたは、双方の署名がされば、双方の署名がされている。なおかつ、記述のでは、双方の署名がされている承認を受けた発
5.2.4	4.2.0.08	ベイヤー	ALL	С	(ペイヤー)(生産国内で販売するために生産者から認証製品を購入する場合)(ガーナまたはコートジボワールからのカカオを購入する際には適用されない)少などもEx Works条件のフェアトレード最低価格を支払うこと(もし存在する場合)、FOB条件のフェアトレード最低価格しか存在しない場合、生産者が販売するレベルでのフェアトレード最低価格を算出するために、実際の輸送と輸出コストを価格から減額することができる。	レード最低価格以下の支払いがされている、または、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いであるが、実際の輸送と輸出		Ex Works条件のフェアトレード最低価格での支払い、もしくは、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いで、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性を持ち実際のコストを反映している。		ランク3に加え、認証製品 に付けられた価格が、常 に、適切なフェアトレード価 格より上回っている。
5.2.5 & Cocoa 5.2	2.4 4.2.0.09	×17-	ALL	C	(ペイヤー)(生産者から加工された原料(製品)を購入する場合で、フェアトレード最低価格の設定が原産品しか存在せず、加工原料(製品)には設定が無い場合)加工された原料の価格を算出する際に、生産者の加工コストと生産の歩留りを考慮すること。この価格には、少なくともすべての認証原料(製品)のフェアトレード最低価格と加工コストが含まれていること。	の歩留りが考慮されていない、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加エコストの価格が、最低価格を	1	生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている、もしくは、加工された形状の正しいフェアトレード最低価格が適用されている(該当する場合)。		ランク3と、生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格が最低価格を上回っている。さらに、計算方法について双方の署名がなされた購入契のおおいて、もしくはサブライヤーの承認を受けた発注書において合意がなされている。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

CC N°	Applicable for	Product	CC	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.0.12	ベイヤー	Cashew Nuts from Africa		(ペイヤー)(生産国での最初の購入者)(アフリカ産のカシューナッツ)(フェアトレード最低価格が、市場価格より高い場合に適用) 買い手は購入したナッツの80%以上に対して、フェアトレード最低価格を支払うこと。その残りの量(フェアトレードとして購入した合計量のうち最大でも20%)は、市場価格で取引してもよい。80%以上のナッツ(あるいは、そこからとれる種子)をフェアトレード認証製品として売る場合、フェアト			ltu		
4.2.0.13	ベイヤー	Cashew Nuts from Africa	С	格、もしくは市場価格のうち高い方を支払うこと。また、購入した生のカシューナッツのすべてに対し、プレミアムを支払わなくてはならない。 さらに、フェアトレードとして販売された種子の輸送や加工			はい		
4.2.0.16	ベイヤー	ALL	M	認証事業者は、関係する生産者(もしくは、コンベイヤー、 該当する場合にはフェアトレードプレミアム委員会)に、購 入した認証原料(製品)の価格に上乗せして、フェアトレー	支払いがされていない。 たは、プレミアムの支払し が認証が取消されたサフ	ま 支払いが不十分である。 い プ			設定価格より高額のフェア トレードプレミアムの支払 いが、完全にされている。
	4.2.0.13	4.2.0.13 ペイヤー	4.2.0.12 ペイヤー Cashew Nuts from Africa  4.2.0.13 ペイヤー Cashew Nuts from Africa	4.2.0.13 ペイヤー Cashew Nuts from Africa Cashew Nuts fro	A2.0.12	4.2.0.12 ベイヤー	4.2.0.12 ベイヤー Cashew Nuts from Africa Cashew Nuts from Africa C (ベイヤー) (エクアリカ産のカレッコーナッツ) (フェアトレード最低価格が、市場価格より高しい場合に適用) 関い手は購入したナッツの80%以上に対して、フェアトレードとして購入したもかられた る様子) をフェアトレード経験量として売る場合、フェアトレードとして購入した場合にありまして、生産者に支払うこと。	4.2.0.12 ペイヤー Cashew Nuts from Africa CT-Var (1) 性質的 表別の課人者) (アフリカ産のカシューナッツ) (アコアトレード 最低価格が、市場価格より高しい) 現代 (2) (アコアトレード 最低価格が、市場価格とり高しい) 現代 (3) (アコアトレード 最低価格を支払うこと。 その残りの量(アコアトレードとして簡別人に合計量のうた意大でも20%) は、市場価格で取引しておよい。80%以上のナッツ(あらいは、そこからとれる種子・フェアトレードとして順別人に合計量のうた意大でも20%) は、市場価格で取引しておよい。80%以上のナッツ(あらいは、そこからとれる種子・フェアトレードとして順大を結構して、ユアトレードとして順大された数量に応じて、生産者に支払うこと。 いいえ 生のカシューナッツを輸入する場合、フェアトレード最低価格の表して、また、購入した生のかシューナッツのすべてに対し、プレミアムを支払らなくではならない、さらに、フェアトレードとしい販売された様子の輸送や加工コストが発し引かれた下の利益の場合、スロストレード最低価格のより高くなる場合、その差額を生産者に支払うこと。 対しいが不りまして、カーナッツのフェアトレード最低価格のより高くなる場合、その差額を生産者に支払うこと。 対しいが完全にされて、支払いがよれていない。まま、支払いが不十分である。 支払いが完全にされて、放送する場合にはフェアトレードプレミアムを支払らよいに関係している。 大利にが完全にされている。 大利に対しているのは、日本には、関係する生産者(もしくは、コンペイヤー、大利に、プレミアムの支払い、が認証が取消されたサブド価格り入した。 大利にが完全にされている。 大利にが完全にされている。 大利にが完全にされている。 イヤーに支払われてい	4.2.0.12 ペイヤー Cashew Nuts from Africa C (ペイヤー)(生産国での最初の購入者)(アフリカ産のカ いえ





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.2.9	4.2.0.19	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー) 生産者から加工原料(製品)を購入する場合で、個々の原料のプレミアムしか決められていない場合、適用されるプレミアムはすべての認証原料のプレミアムの合計になる。	原料のプレミアムの合計に		フェアトレードプレミアムの 支払いが、すべての認証 原料のプレミアムの合計に なっている。		
Nuts 4.3.6	4.2.0.20	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa		(ペイヤー)(生産国内での、生産者からの最初の購入者)(アフリカ産のカシューナッツ)認証事業者は、フェアトレードプレミアムを支払うにあたって、その額がナッツの購入量の80%以下であってはならない。もし、80%以上のナッツ(またはそこからとれる種)をフェアトレード製品として販売する場合、販売するフェアトレード製品の量に応じて、フェアトレードブレミアムを生産者に支払うこと。	いいえ		はい		
Prepared and preserved Fruit and Vegetables (4.3.1)	4.2.0.26	%1 <del>\(\tau\)</del>	Dried Fruit		(ペイヤー)(契約生産組織から調達された、有機と一般の乾燥アブリコットのみに適用) Ex Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる、認証にかかるコスト(一般生産で1kgあたり0.01英ポンド、有機生産で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。			l‡tv		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Nuts 4.3.2	4.2.0.27	ペイヤ <b>ー</b>	Nuts	Ċ	(ペイヤー)(パキスタンの契約生産組織から調達された、アーモンド、アプリコットの種、くるみにのみ適用)EX Works レベルの価格は、プロモーション組織に払われる認証コスト(コンベンショナル1kgあたり0.01英ポンド、有機で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。			l <b>t</b> iv		
Cane sugar 4.4.4	4.2.0.32	ペイヤー	Sugar	С	(Payer) (Cane sugar) (Applicable when payment of premium is made to multiple producers supplying the same mill.) You pay the premium according to the information provided by the mill/exporter.	Premium is not paid.	Premium payment is made but not according to the information provided.	Premium payment is made according to the information provided.	•	RANK 3 AND the company proactively requests the necessary information if not directly provided by the mill/exporter.
Product Standards	4.2.0.33	ペイヤー	All		(ペイヤー) セカンダリープロダクトとその派生品の価格が取り決められ、加えて決定価格の15%がプレミアムとして支払われいること。 オレンジジュースのセカンダリープロダクトは、交渉価格の10%がプレアミアムとして追加で支払われていること。			はい		
5.2.1	4.2.0.34	ペイヤー	ALL		(ペイヤー)二次製品(主製品に加えて生産プロセスから出てくる製品)とそのデリバティブの価格は、交渉によって決定する。フェアトレードプレミアムは交渉価格の15%が追加で支払われること。オレンジジュースの二次製品(オレンジジュース)に対しては、交渉価格の10%のフェアトレードプレミアムが追加で支払われる。			はい		
Cocoa 4.2.2 & 4.2	.3 4.2.0.35	<b>ペイヤー</b>	Сосоа		(ペイヤー、コンベイヤー)(カカオ)(ガーナおよびコートジボワールからの購入する際に適用)市場基準価格(Cocobod またはCCC)がフェアトレード最低価格を下回っている場合、フェアトレード最低価格と市場価格基準(コンベイヤーの場合はペイヤーから受け取った場合)の差額を生産者、またはコンベイヤー(該当する場合)に支払う。	differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher OR price differentia		Payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price i higher AND no deduction from payment of Fairtrade Premium		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

_		_		
Com	pliar	ce C	riteria	

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.2.4	4.2.0.37	<b>ベイヤー</b>	Cocoa		(カカオ)(ペイヤー)(2019年10月より適用される)(生産者組織から中間製品を購入する場合にのみ適用される)生産者と半加工品の価格を交渉すること。フェアトレード最低価格は、生産者が算出した平均加工券留まりを用いて算出される。生産者がこの情報を入手できない場合のみ、42.5(ココア製品基準)の豆からの加工歩留まりが適用される。コファリカー/マスについては、交渉価格は少なくとも生産者レベルでの2688米ドル/MT(非有機)に、すべての関連加工費と該当する場合は輸出費を加えたものとする。コフアパターとココアパウダーについては、交渉価格は関連市場価格に基づくこと。	Negotiated price is below cocoa beans reference values of USD 2688/ MT (for conventional) at producers' level plus all relevant processing and exporting costs (using average processing yield calculated by the producer).		Negotiated price is base on cocoa beans referent values of USD 2688/MT (for conventional) at producers' level plus all relevant processing and exporting costs (using average processing yield calculated by the producer).	ee	Negotiated price is above cocoa beans reference values of USD 2688 /M (for conventional) at producers' level plus all relevant processing and exporting costs (using average processing yield calculated by the producer).
Cocoa 4.2.5	4.2.0.38	ベイヤー	Cocoa	С	(カカオ) (ペイヤー) (2019年10月より適用される) (生産者組織から中間製品を購入する場合にのみ適用される) You pay a Fairtrade Premium which is derived from the average processing yield calculated by the producer. Only if this information is not available to the producer, the rules as per 4.2.5 (Cocoa product standard) apply.	Fairtrade Premium paid is below calculated average processing yield OR below figures as per 4.2.5 (Cocoa product standard)		Fairtrade Premium paid i based on calculated average processing yield OR based on figures as p 4.2.5 (Cocoa product standard)		
FLOCERT Requirement	4.2.0.39	<b>ペイヤー</b>	Cotton	С	(ペイヤー、コンペイヤー)(コットン)(インド)(フェアトレード オーガニックコットンのパイロットに参加している場合に適 用) You pay the organic differential of 0.03 EUR/kg (2.50 INR/kg of seed cotton) and you specify the organic differential in the purchase contract with your supplier.	いいえ		はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
offee 2.2.6	4.2.0.40	ペイヤー	Coffee		(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで輸出可能な生豆を購入しない場合にのみ適応される)フェアトレード最低価格に含まれるコストのみを差し引きできる。フェアトレードプレミアムからの割引はできない。FIが発行する一般的なガイダンスを参照すること。			Deduction of costs which are included in the Fairtrade Minimum Price AND no discounts made on the Fairtrade Premium		
Coffee 4.1.1	4.2.0.41	<b>ペイヤー</b>	Coffee	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)コーヒーの市場価格がフェアトレード最低価格よりも高い場合、トレーダーと生産者は、以下の市場価格の参照先を使用して、コーヒーの価格を含意すること。NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ)プラスprevailing differential。参照市場価格は、フェアトレードの最低価格を下回ることは決してない。prevailing differentialとは、その国・グレードのコーヒー豆の主要市場における平均的な価格差または幅を指す。生産者と買付者は、非認証コーヒーの主な市場における differentialを基準に、実際の品質、出荷時期、物流、リスク、入手可能性を考慮してdifferentialを含意する。マイナス差は、フェアトレード最低価格には適用できない。オーガニックがifferential とフェアトレードプレミアムは、フェアトレード最低価格・プレミアム表で定義されているレベルを下回ることは決してない。フェアトレードプレミアムとオーガニックガイファレンシャルパーガニックコーヒーの場合)は契約において価格に追加されるが、prevailing differential.から明確に分離され、その価値に関わらず交渉の対象とはならない。従い、フェアトレードコーヒー価格は以下のように決定される:参照市場価格(NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ)プスアevailing differentialまたはフェアトレードの最低価格にどちらが高い方)に加えて、フェアトレードの最低価格とちらが高い方)に加えて、フェアトレードオーガニックディファレンシャル(オーガニックコーヒーの場合)とフェアトレードプレミアム	ンRC(ロブスタ)以外の他の 参照の使用している。かつ かまたは、合意された価格 は最低価格より低い、かつ /または、プレミアム、オー ガニックディファレンシャル (該当する場合)の内訳が ない。		市場価格の正しい参照が 使用されている、かつ最個価格を下回る価格での契 約がない、かつプレミア ム、オーガニックディファレ ンシャル(該当する場合) の内訳がなされている。		

4.3 Timely Payment





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product C		Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cane Sugar 4.3.2, 4.1.2; Cocoa 4.3.1, 4.3.6; Coffee 4.2.1 & 4.2.2; Honey 4.1.1		~1 <del>*</del> -	Sugar, Cocoa, Coffee, Conney	<ul> <li>(ベイヤー)認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンベイヤー)に、プレミアム、有機に適用される上乗せ分(該当する場合)、認証原料の価格差(該当する場合)をタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。</li> <li>(さとうきび、はちみつ)所有権の移行を示す書類の受領後、30日(カレンダーデー)以内 - (レトロ認証の砂糖)(フェアトレードプレミアム)生産者と四半期毎の支払について合意されていない場合、フェアトレードベイヤーがレトロ認証の詳細を生産者に通知した後、30日(カレンダーデー)以内。 - (カカオ、コーヒー)所有権の移行を示す書類の受領後、15日(カレンダーデー)以内</li> </ul>	がない。		われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、基準で 定められた期間の2倍以上		
Tea (SPO) 4.2.1 & 4.2.3, Tea (HL) 5.3.2 & 5.3.3	4.3.0.03	ベイヤー	Tea (	(ペイヤー)(茶) 認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイヤー)に、価格、且つ/またはフェアレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - 所有権の移行を示す標準的な書類の受領後、30日(カレンダーデー)以内。契約書に規定され、茶の取引において慣習となっている書類を提示すること。 - (フェアトレードプレミアム)生産者と合意した場合、請求書を受領した、もしくはレトロ認証事前通知書を確認した月の翌月末まで。		われた。しかし、10%以上 の割合で基準を逸脱した 支払いがある、もしくは基 準で定められた期間の2倍	われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、基準で		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Veg (HL) 5.5.1; Fresh Veg (SPO) 4.3.2-4.3.4; Prep./Pres. Fruit/Vegetables 4.3.4-4.3.7 (SPO), 5.5.2-5.5.3 (HL)	4.3.0.04	<b>ペイヤー</b>	Fresh Vegetables		(ペイヤー)認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイヤー)に、価格、且つ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (豆類を除く、ExWorksの野菜(SPO))製品が配送されて7日(カレンダーデー)以内。(ExWorksの野菜(FL))生産物を受け取ったとき-(豆類)生産物を受け取ったとき-(豆類)生産物を受け取ったとき-(FOBの野菜)輸入業者が受け入れたならば、荷着港での検査が終わってから7日(カレンダーデー)以内。もしくは、契約書で定められたように、所有権の移行を示す書類を受け取った後15日(カレンダーデー)以内。- (乾燥野菜)輸入業了承した場合、荷着港での検査が終わってから7日(カレンダーデー)以内	がない。	われた。しかし、10%以上 の割合で基準を逸脱した 支払いがある、もしくは基	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	ての取り引きについて支払 いがなされた。	





#### NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit(SPO) 4.3.1, 4.3.2; 4.3.4, 4.3.5, 4.3.6 & Fresh Fruit (HL) 5.4.8, 5.4.9, 5.4.11, 5.4.12 Prepared & Preserved Fruits & Vegetables (SPO) 4.3.6		~1v-	Banana, Dried Fruit, Fresh Fruit, Fruit Juice, Wine grapes	C	(ペイヤー)認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイヤー)に、価格、かつ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (生鮮果物 FOB、ただし ワイン用ぶどうを除く) 仕向港での出荷リリース後15日 (カレンダーデー) 以内。 - (農場出荷の生鮮果物、ただしワイン服ぶどうを除く) 望いましない場合、製品が納品されてから15日 (カレンダーデー) 以内 - (ワイン用ぶどう) (価格) 産業規制に従っている生産者から購入した、加工済、あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、6ケ月以内 - (ワイン用ぶどう) (価格) 産業規制に従っている生産者から購入した、加工済、あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、60日 (カレンダーデー) 以内 - (ドライフルーツ) 輸入業者が了承した場合、荷着港の検査が終わってから7日 (カレンダーデー) 以内 - (FOBのフルーツジュース、パルプ、ピューレ) 荷主が変更された書類を受け取った後、30日 (カレンダーデー) 以内 - (EXW/ファームゲートでのフルーツジュース/パルプ/ピューレ) 製品受領時	がない。	の割合で基準を逸脱した 支払いがある、もしくは基	合で、基準を逸脱した支払いがある、、基準で定められた期間の2倍以上遅れて	ての取り引きについて支払 いがなされた。	マベての取り引きにおい、 マ、フェアトレード認証製品 の受け取り、もしくは所名 権移行書類受領のどちら か早い方がなされたあと、 すぐに支払いが行われた。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.16

買い手との合意のもと価格は定められる。買い手と売り

確認されていること。

手、双方で、リスク管理についても合意していること。相互 が無い、かつ、リスク管理

の合意事項やリスク管理対応の詳細はあらかじめ文書で についても合意していな

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria Reference CC N° Applicable for Compliance Criteria (日本語) Rank 1 Rank 2 Rank 3 Rank 4 Rank 5 Product Туре Sports balls 5.5.6: ペイヤー Cereals, Cotton, (ペイヤー)認証事業者は、フェアトレード認証商品に対し 規定された期限内に支払 規定された期限内に支払 規定された期限内に支払 規定された期限内に、すべ すべての取り引きにおい 4.3.0.06 て、生産者に(該当する場合にはコンベイヤーに)、価格、 がない。 われた。しかし、10%以上 われたが、10%以下の割 ての取り引きについて支払 て、フェアトレード認証製品 Herbs & Spices Flowers, Plants, Herbs & Herbal Teas & かつ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払う の割合で基準を逸脱した 合で、基準を逸脱した支払 いがなされた。 の受け取り、もしくは所有 5.5.6, 5.5.7 (HL), 支払いがある、もしくは基 いがある、または、、基準 こと。また、以下の条件を満たすこと。 権移行書類受領のどちら 4.3.6-4.3.7 (SPO); Spices, Nuts, Oilseeds ―(ExWorksの米、コットン、ハーブ、ハーブティーと香辛 準で定められた期間の2倍 で定められた期間の2倍以 か早い方がなされたあと、 Flowers and Plants and Oleaginous fruit, 料、ナッツ、オイルシード)製品を受け取ったとき。 以上遅れている支払いが 上遅れている支払いがな すぐに支払いが行われた。 5.4.4: Cereals 4.2.1 Sports Balls —(FOBのナッツ、オイルシード、果物、ハーブ、ハーブ ある。 い。 and 4.2.2; Fiber ティーと香辛料)荷主が変更された書類を受け取った後、 Crops 4.3.3: Nuts 15日(カレンダーデー)以内 4.3.4-4.3.5 - (スポーツボール、キヌア)所有権の移行を示す書類を 受け取った後、30日(カレンダーデー)以内 - (アフリカ産生のカシューナッツ)生産品を受け取ってか ら30日(カレンダーデー) 以内 -- (花と植物) 所有権の移行を示す書類受領後30日(カ レンダーデー)以内。 (ペイヤーとコンベイヤー)(コーヒー)(国際フェアトレード いいえ Coffee 4.2.3 4.3.0.10 ペイヤー Coffee はい 基準で定められた支払期日を過ぎた場合にのみ適用) 認証事業者は、遅くても支払日の一週間前までに、契約 書で定められたフェアトレード支払日より遅れる可能性が あることを、速やかに知らせること。 Coffee 2.2.2 4.3.0.19 ペイヤー Coffee (ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(後決め価格契約に 価格が売り手によって決定 価格が売り手によって決定 される後決め価格契約で、 される後決め価格契約で、 売り手が収穫時期が始まる前に価格を決定したい場合、 収穫期前に価格が決定さ 収穫期前に価格が決定さ

れる場合、買い手との書面

での合意がなされている、

かつ、リスク管理について

も合意がなされている。

れる場合、買い手との合意





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.2	4.3.0.20	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー) ジャン決め価格契約の場合、価格は一収穫期間より長い 間固定されてはならない。	価格が、一収穫期間より長 い間固定されている。	ŧ	価格が、一収穫期間分の み固定されている。		価格が、1回の売買契約分 固のみ固定されている。
Coffee 4.1.4	4.3.0.21	ベイヤー	Coffee		(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー) フェアトレードプレミアムは、製品の価格("C"価格に価格 差を追加あるいは差し引いた価格、またはフェアトレード 最低価格のいずれかの高い方)に加えて支払われてい る。フェアトレードプレミアムの量は、価格差に取り込まれ るものではない。	ない。または/かつ、合意された価格差に含まれてい		フェアトレードプレミアムの 追加価格が明確に製品代金と区別され、製品代金に 上乗せして支払われている。	;	プレミアムの追加価格が、 売買契約に以下のように 明確に区別されている: 市場価格またはフェアト レードをは価格(どちらか 高額な方) +フェアトレード プレミアム+オーガニック (該当する場合)
Tea (HL) 5.3.4	4.3.0.22	ベイヤー	Tea		(ペイヤー、コンペイヤー)(茶)(カメリアのコンペンショナル・有機の茶でCTC生産されたもの、HL茶園から調達された、オーソドックス製法でできたダストやファニング、およびこれらの茶から派生した、Hired Labourセットアップで作られたインスタントティーのみに適用))サステナブルマージンが生産者から別々に請求された場合、認証事業者は、フェアトレードプレミアムの支払いを二つに分割すること(80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払うこと)また、この分割について明確に書類に示すこと。	<ul><li>・ 書を受領しているにもかかいるい。</li><li>・ からず、プレミアムの支払いが分割されていない。</li><li>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</li></ul>	て、一部の状況においての	)て、80%をフェアトレードブ レミアム委員会に、20%を フェアトレードのサステナヒ リティマージンとして茶園に 払っている。 また、この分割について、 明確に書類に示されてい	»	
Sports Balls 5.5.3	4.3.0.23	ペイヤー	Sports Balls		(ペイヤー) (スポーツボール) 認証事業者は、生産者からの請求があれば、Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填)として製 品交渉価格の5%を上限に追加料金を支払うこと。		·	Compliance Costs Compensation (適合のたる の経費の補填)として、製 品交渉価格の5%を上限 に追加料金が支払われて		
Fresh fruit 4.3.3 (SPO); Fresh fruit 5.4.10 (HL)	4.3.0.26	ペイヤー	Fresh Fruits		(ベイヤー)(生鮮果物)生産者が同意する場合、各月のオ 日から15日(カレンダーデー)以内にカレンダー月の支払し を行うこと。		生産者との合意された書面はあるが、商品代金とプレミアムの支払いが、月末より15日(カレンダーデー)以内になされていない。	面があり、商品代金とプレ ミアムの支払いは、月末よ	;	

4.4 Access to Finance





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.4.1, Cane sugar 5.6.1, Sports balls 5.4, Fresh fruic (SPO) 5.4.1, Fresh fruit (HL) 5.3.1, Fresh vegetables (HL) 5.3, Flowers and plants 5.3, Tea (HL) 5.2.1.		ペイヤー	All	M	(生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生産野菜(HL)、花と植物には適用しない) 認証事業者は、フェアトレード契約の支払いに関し前払いを提供すること。または、第三者機関を通してなされるようにアレンジすること。これは、生産者組織がメンバーから購入できることを可能にするためである。しかし、以下の場合は、本要求事項に従わなくてもよいーハイリスクが証明されている(例:契約の不履行のリスク、不払いのリスク、重要な品質問題のリスク)、不払いのリスク、重要な品質問題のリスク)、一生産者がこの前払いを検証可能な方法で辞退している一認証事業者が業務を行っている国において法的に認められてない	しくは、第三者機関を通す ようにアレンジされていな	る合意があるが、不備があ	は、第三者機関を通すよう にアレンジされおり、前払 いの金額は少なくとも60%	的にされている、もしくは、 第三者機関を通すようにア レンジされている。かつ、前 払いの価格が、国際フェア トレード基準に基づいてい る。	前払いが積極的にされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。かつ、前払いの価格が、契約で定めらた額と
5.4.1	4.4.0.02	ペイヤー	All	М	(生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない) 認証事業者は、生産者に、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけてはいけない。例えば、生産者が前払いの申し出を辞退する事を、契約を締結する条件にしてはならない。	かけられたという証拠があ		生産者が、前払いの申し 出を辞退するように圧力を かけられたという証拠がな い。		
5.4.2, Coffee 5.3.1	4.4.0.03	<b>ベイヤー</b>	All	С	(生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない)認証事業者が、直接前払いを行う場合、その認証事業者と生産者は、次の事項について書面により合意すること。一産品別基準にて定められた前払いの額(最低でも契約価格の60%、SPOから購入した生鮮野菜の場合は最低40%以上、カカオの場合は最低割合を取り決めていない)一産品別基準に沿った前払いの期間一金利の負担(該当する場合) 一その他の負担(該当する場合) 一品質問題又は製品の未出荷の場合の結果		: 前払いについて、書面によ る合意があるが、不備があ る。			前払いについて、完全な書面による合意がある。かつ、現地の貸金業者よりも良い条件である。または、トプラクティスガイダンスに沿って提供された。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for		CC Vpe	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.4.2, Coffee 5.3.1 and Product standard clauses on Prefinance	4.4.0.04	ペイヤー		C	(生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない前払いは、実際に入手できるようになっていること。また、生産者になるべく早く提供されること。以下の産品については、遅くとも、以下に定められた期日以内になされること。 (つーヒー)製品出荷の8週間前まで (豆類、蜂蜜、カカオ、ナッツ、シリアル、加工果物と野菜、総維、ハーブとハーブティー、オイルシードと油性果物、さとうきび、茶、わいん用のぶどう)製品出荷6週間前(ドライフルーツの未決済契約の場合)四半期、あるいは月の初めの2週間前	前払いが、規定された期間 よりも遅くに払われている。		前払いが、規定された期間 内に払われている。		前払いが、契約書に署名をしたすぐ後に支払われている(規定された期間内)。または、前払いが産品基準のベストブラクティスガイダンスに沿って提供された。
5.4.3	4.4.0.05	%1 <del>\</del> \\\-	All		(生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない) 生産者からの購買者が第三者の貸し手を経由して前払いのサポートを達成するために以下に示すような必要な行動をすべて行うこと: 一生産者のために貸し手に身元保証を行う一フェアトレードの契約が有効で、その契約が生産者に前払いを提供することの担保として使用可能であることを裏付ける 一どのように契約の支払いがなされるか(生産者か、第三者の貸し手のいずれか)生産者と合意する	るための行動が、なにも取られていない。 :		対率的なサポートを達成す るための行動がすべて取 られた。	効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。かつ、購買者、生産者組織、第三の貨金業者との三者間の間に書面での合意がある。	られた。かつ、購買者、生 産者組織、第三の貸金業
5.4.4	4.4.0.09	ペイヤー	Banana, Cereals, Cocoa, Coffee, Cotton, Dried Fruit, Dried Vegetables, Fruit Juice, Gold & Precious Metals, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and		(生産者からの最初の購入者)(さとうきび糖、スポーツボール、野菜(根菜を含むが、豆類は除外)、ワイン用ぶとうを除く生産果物、生産野菜(HL)、花と植物には適用しない) 金利ゼロの前払いを提供するか、あるいはそのサポートをする。	供された。				



FAIRTRAD

NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.4.5	4.4.0.10	ペイヤー、製造、卸			すべての認証事業者は、直接又は第三者機関を通じて、 (契約上の前払いではない季節的、収穫又は現物支給又 は他のタイプの(信用取引(クレジット)か、あるいは生産 者の資金の必要性に応えるための投資のための貸付 (ローン)へのアクセスを、以下の条件において提供するか サポートをする。 - 生産者によって資金の必要性が定められなくてはならない い - 生産者と合意し、クレジットやローンの支払い条件(金 額、期限、返済の1回目、金利負担を含む)に関し、透明性 のある書類を作成する	貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされていない。	貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートさ		:	信用取引(クレジット)か、 貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面はより合意している。さらに、規定や条件が、現地の貸金業者より良い。
Tea (HL) 5.2.1	4.4.0.11	<b>%17</b> -	Tea	С	(初めの購入者) (HLから調達された茶) 前払いは要求されていない。前払いを行う場合は、生産者 と条件を交渉し、契約書に事前プレファイナンスの仕組み を盛り込むこと。プレファイナンスを提供する場合、交渉し た条件を契約に含める(要件4.1.2トレーダー基準参照)。					
	4.5				Sourcing and Market Information for Planning					
5.5.1	4.5.0.01	ペイヤー	ALL	С	(ペイヤー、コンベイヤー) (ワイン用ぶどうを除く生鮮果物をには適用されない) 認証事業者は、購入を計画している各々の生産者へ調達計画を提示すること。	lv.	調達計画が提示されている。しかし、一部の生産者 組織のみに提示された、も しくは口頭で伝えられたの みである。	書面で調達計画が提示さ	された購入量の50%以上	すべての生産者組織に、 書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。
Product Standards on Sourcing Plans (Coffee 4.4.1)	4.5.0.02	<b>ペイヤー</b>	Sugar, Cereals, Coffee, Cotton, Fruit juice, Gold & Precious Metals, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and	С	(ペイヤー、コンベイヤー)(さとうきび糖、コーヒー、フルーツジュース、ハーブティー&香辛料、ハチミツ、ナッツ、オイルシードと油脂果実、穀類、繊維、豆類、ワイン用ぶどう、金)最低でも12カ月間に及ぶ調達計画が存在すること(年間生産/収穫/季節)。			調達計画が12カ月に及 ぶ。		調達計画が12カ月以上に 及ぶ。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Product Standards on sourcing plans (Coffee 4.4.1)	4.5.0.03	ペイヤー	Sugar, Cereals, Coffee, Cotton, Dried Druit, Dried Vegetables, Flowers, Plants, Fruit Juice, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Pulses, Wine grapes, Dried Banana	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(さとう、コーヒー、ドライフルーツ、乾燥野菜、フルーツジュース、ハーブ、ハーブティーと香辛料、蜂蜜、ナッツ、オイルシードと油性果物、シリアル、豆類、花と植物、ワイン用ぶどう、加工果物と加工野菜(乾燥パナナ))調達計画は、以前の調達計画の有効期限の最低でも3ヶ月前に、更新されていること。	り後に更新されている。	÷	調達計画は、遅くても、前 回の調達計画有効期限の 3ヶ月前に、更新されてい る。		調達計画は、1年を通して、 または収穫時期を通して、 定期的に更新されている。
Fresh Fruit, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1,	4.5.0.04	ペイヤー	Tea	С	(ペイヤー、コンベイヤー)(茶)最低でも四半期単位の調達計画が存在すること。	調達計画の期間は、四半 期以下である。		四半期分の調達計画があ る		四半期以上の調達計画が ある。
Fresh Fruit 4.1.1, Veg SPO 4.1.1; Veg HL 5.1.1	4.5.0.05	ペイヤー	Fresh Vegetables	С	(ペイヤー、コンベイヤー)(野菜) 認証事業者は、各季節ごとの(季節の野菜の場合)調達 計画か、四半期ごとの(一年中収穫できる野菜の場合)調 達計画を提示すること。	いいえ		はい		
Fresh Fruit, Veg SPO 4.1.1; Veg HL 5.1.1, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1	4.5.0.06	ペイヤー	Tea, Fresh Vegetables	С	(ペイヤー、コンベヤー)(茶、根菜類を含むSPOからの生鮮野菜、Hired Labourからの生鮮野菜)前回の調達計画の期限が切れる少なくとも2週間前に調達計画が更新されること。	調達計画が、前回の調達 計画の有効期限の、2週間 前より後に更新されてい る。	<b>∄</b>	調達計画は、遅くても、前 回の調達計画の有効期限 の2週間前に、更新されて いる。		調達計画は、四半期を通して、定期的に更新されている。
Prepared and Preserved Fruit & Vegetables (SPO) 4.1.1 & Prepared	4.5.0.07	ペイヤー	Dried Fruit, Dried Vegetables, Dried Banana	С	(ペイヤー、コンベイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、乾燥バナナ)調達計画は、双方の合意のもとで、特定の期間にわたるものであること。		ž	調達計画が、双方の合意 のもと決められた期間に及 んでいる。	L.	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.2.1	4.5.0.08	ペイヤー	Flowers, Plants		(ペイヤー、コンベイヤー)(花および植物)下記について 明確に示した調達計画があること。 - 想定量 - 想度 - 価格 - 透明性のある支払い条件 - 国際的な商業用語を使用した納品条件 - 適用される裁判管轄に関する合意	書面の調達計画がない。		調達計画には、基準に記載されているすべての項目 が含まれる。	I	
Flowers and Plants 5.1.1	4.5.0.09	ペイヤー	Flowers	С	(ペイヤー)(花および植物)(地域オークションには適用されない) 認証事業者は、「コア生産者」として特定した生産者から年間フェアトレード量の60%以上を購入する。調達計画は12ヶ月間(通年供給がある場合)をカバーし、総量と共にしトロ認証が可能な最大追加量を記述すること。	60%未満がコア生産者からのものである。		フェアトレード取引量の 60%以上がコア的生産者 からのものであり、かつ調 達計画が12ヶ月間にわた るものであること。	ランク3に加え、調達計画 が期限切れになる前に更 新されている。	
Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1	4.5.0.13	<b>~1</b> 7-	Tea	С	(最初の買い手)(茶)(認証の茶が、オークションを通して販売される場合に適用) -買い手は、四半期調達計画のもと、オークションで購入する旨を、生産者に知らせること。 -オークションから1週間以内に、買い手は、生産者に、フェアトレードに関するすべての支払いについて、包括的な報告すること。 -フェアトレードに関する全ての未払いの支払いは、四半期ごとになされること。	<u> </u>		ltu		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.5.2	4.5.0.14	ペイヤー、製造、卸		V	すべての認証事業者は、直近の供給者(サプライヤー)に対して、調達計画を提示すること。	直近の供給者(サプライヤー)に、調達計画を提示 していない。		プライヤー)に、書面にて調	すべての直近の供給者(サ プライヤー)に、書面にて調 達計画が提示されている。 かつ、調達計画で示された 調達量の50%以上に、拘 束力のある約束を含む。	に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された間達量の75%以上に、拘束力のある約束
5.5.3	4.5.0.15	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	認証事業者は、生産者に、関係する市場情報を定期的に提供すること。これにより生産者は市場の状況がよりよく理解でき、情報に基づく取引の決断をすることができる。	生産者に、関係する市場情報を提供していない。	生産者に、関係する市場情報を提供している。しかし、口頭で伝えるだけで(例:電話での会話)、定期的に提供していない。		係する市場情報を書面で 提供している。かつ、それ は定期的に行われている	すべてのの生産者に、関係する市場情報を書面で 提供している。かつ、それ は最低でも年に二回/収穫 時期に二回行われている。
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.16	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	С	(ペイヤー、コンベイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 認証事業者は、最初のレトロ認証茶を開始する前に、FLJ にレトロ認証を行う意思を通知うすること。	いいえ		はい		
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.17	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	С	(ペイヤー、ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 最初の請求価格が、その国・地域のフェアトレード最低価格を下回っていた場合、その差額をフェアトレード・プレミアムとともに支払うこと。	いいえ		はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria		_								
Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
ea (SPO) 4.5.2 & ea (HL) 5.4.2	4.5.0.18	ペイヤー	Tea (Retro Certification)		(ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 茶のレトロ認証を行う前に、要求された重量を承認するために、署名およびコード化されたRetro Advice noteを認証 生産者に送付すること。 Retro Advice noteには、Retro Advice フォーム(ガイダンスを参照)に記載されているすべての必要な情報が含まれていること。 2つの事業者間の各Retro Advice noteには、以下のように連続した番号を付けること。 取引業者名とID/生産者とID/取引年/取引番号(例は、ガイダンスを参照のこと) このコードは、特定のレトロに関連するすべての書類と銀行振込に引用すること。 生産者がRetro Advice noteに署名した日が「宣言」日となり、その日をもって レトロ認証された数量がフェアトレード認証茶となる。 茶葉を梱包し、販売する前に、署名されたRetro Advice noteを必ず受領すること。 また、最初の買い手でない場合は、この取引を輸出業者に伝え、輸出業者が追加価格とプレミアムを伝える責任を 負うという確認書を受け取ること。	は、レトロ認証事前通知書 に双方の署名がされる前 に茶をフェアトレード認証: した。もしくは、レトロ認証 事前通知書のコピーを、 retro.tea@fairtrade.netに5: 日(就業日)以内に送って いない。	<b>(</b>	レトロ認証事前通知 全である。かつ、レト 事前通知書に双方 がされたあとに茶を レード認証事前通知 ピーを、 retro.tea@fairtrade.r 日(就業日)以内に い。	・ 中 可 思名 フェアト でらに、 書のコ net(こ5	
ea (SPO) 4.5.1 & ea (HL) 5.4.1	4.5.0.20	ペイヤ <b>ー</b>	Tea (Retro Certification)	С	(ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) CTCアフリカ茶の場合、最初の請求書に記載された購入量の30%まで、特定のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることができます。遡及申告できるのは、最初の購入請求書の月から3ヶ月後まで。	は、請求書の日付から遡っ	<b>o</b>	購入した量のうち最をレトロ認証にした。 請求書の日付から カ月以内にレトロ認 た。	また、 姐って3	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.21	~1 <del>7</del> -	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) オーソドックス茶葉とアフリカ産以外のCTC茶葉について は、最初の請求書に記載された購入量の100%まで、特定 のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることが できる。レトロ認証申告できるのは、最初の購入請求書の 月から6ヶ月後まで。	ロ認証にした。		請求書の日付から遡って6 カ月以内に、レトロ認証に した。		
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.22	ペイヤー、製造、卸	Tea	С	(ペイヤー)(茶) 最初の買い手でない場合は、この取引を輸出者に通知 し、輸出者が追加価格とレトロ認証された数量のブレミア ムを伝える責任を負うことの確認を受けとること。	フェアトレード支払者とコン ベイヤーの間に書面による 合意が無い。		フェアトレード支払者とコン ベイヤーの間に、書面によ る合意がある。		
Cane sugar 4.8.2	4.5.0.24	~1 <del>7</del> -	Sugar (Retro Certification)	С	(Payer) (Cane sugar) (Applicable in case of retro- certification) You have received written confirmation from the exporter (or mill, if applicable) that Fairtrade eligible sugar is available prior to retro-certifying volumes in question.	いいえ		はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fibre crops 4.1.2	4.5.0.29	ペイヤー	Cotton		(ペイヤー)(コットン) 認証事業者が、シードコットンを認証のものとして購入する場合、または、フェアトレード認証製品として売る場合は、以下の条件を満たすこと。 - シードコットンはフェアトレードのものとして生産されていること。 - 買い手は、販売から15日(カレンダーデー)以内に供給生産者(SPOかPEB)に報告すること。 - 買い手は、各供給生産者に、フェアトレードとして売ったシードコットンの量、価格調整(該当する場合、市場価格とフェアトレード価格の差異)、フェアトレードブレミアムの支払い期日を報告すること。 認証事業者は、コットンの産品別基準4.3.4項に従ってプレミアムと調整された製品価格を生産者に支払っていること。 - 認証事業者が、特定の割合のシードコットンをフェアトレードとして販売している品合、プレミアムと価格の調整額(該当する場合のみみ)の支払い額は、各生産者から購入した量に応じて計算されること。 - 二番めの購入者が、特定の生産者のコットンを要求した場合、フェアトレード価格とプレミアムはその生産者へ支払われること。			はい		
FLOCERT Requirement	4.5.0.30	ペイヤー	Cocoa from Ghana	С	(カカオ)(ガーナからのカカオ)認証事業者は、書面にて認証カカオ豆をガーナのCOCOBODから調達する意思があることを認証機関に通知していなければならない。	No		Yes		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
airtrade Standard or Cocoa xplanatory note	4.5.0.31	<b>~17-</b>	Cocoa from Ghana	C (ペイヤー)(ガーナ産カカオ) COCOBOD / CMC を通 カカオ豆を供給する生産者団体とフェアトレード認証象 の覚書/購入契約を締結すること。契約書/MoU は 界の規定に従っており、最低限以下のことが明記されること: - 合意された数量 - 品質仕様 - 支払われるフェアトレード・プレミアムの金額(価格と別に表示されること) - 誰が生産者団体にフェアトレード・プレミアム(および当する場合はフェアトレード・プレミアム(および当する場合はフェアトレードのペイヤーが生産者団体に接行うことができ、遅くともカカオの所有権を移転する。i. 支払いは、フェアトレードのペイヤーが生産者団体に接行うことができ、遅くともカカオの所有権を移転する類を受け取ってから15日以内に行わなければなら。ii. 支払いはカカオ・マーケティング・カンパニー(CMC)由して間接的に行うことができ、フェアトレードペイヤーらの支払い受領後15日以内とする。直接間接いずれの支払いにおいても、生産者団体にアトレード・プレミアム(および該当する場合はフェアトド最低価格差)を全額受領すること。割引は認められい。 - 透明性があり、追跡可能でなければならない。 - 透明性があり、追跡可能でなければならない。 - 西際フェアトレート認証製品基準に従った支払条件該当する場合は前金額。 - 不可抗力」の定義または言及 - 適用される管轄権に関する合意 - 紛争を解決するための代替的紛争解決メカニズム	以 業 で は 該 吉 直 書 い を か は ま し ま し も の も も の も る ら る ら る ら る の も る ら る る る る る る る る る る る る る		はい		
FLOCERT Requirement	4.5.0.32	ペイヤー	Sugar	C (ペイヤー、コンペイヤー)(さとうきび糖)(レトロ認証( 合適用) フェアトレードペイヤーや輸出業者が、製品の生産元 認できるよう根拠書類を保持していれば、副次的な製 派生品は、レトロ認証できる。	るよう根拠書類を保持 を確 ないにも関わらず、副2	して 欠的	製品の生産元を確 るよう根拠書類を作 おり、副次的な製品 品がレトロ認証され る。	持して 品や派生	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.5.1	4.5.0.35	<b>ペイヤー</b>	Cocoa	Ċ	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー) 生産者(または該当する場合はコンベイヤー調達計画を提供すること。調達計画は、 - 各収穫毎の計画を提示し、 - カカオ取引シーズンの1ヶ月前に最低1ヶ月前にで提供され、 - 少なくとも毎年更新されること。		調達計画が要求事項に 沿っていない。	調達計画が要求事項に 沿って提出されている。		
Fresh Fruit 4.5.15	4.5.0.36	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana		(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、認証ラベルの貼付されていない生鮮果物に対してのみレトロ認証が適用され、レトロ認証された生鮮果物はライセンシーに代わって認証事業者によって認証ラベルが貼付されることを確認すること。	· · · · ·		ltlv		
Fresh fruit (SPO) 4.5.16 & 5.5.16 (H	4.5.0.37 IL)	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	С	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、レトロ認証の取引後5営業日以内に生産者、輸出組織(該当する場合)にレトロ認証の適用を通知すること。	が通知されていない。	業日以内ではない、または	通知され、かつ輸出組織 から書面で確認書を受領	L	
Fresh fruit (SPO) 4.5.15/16 & 5.5.16 (HL)	4.5.0.38	ベイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	С	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 認証事業者はフェアトレードブレミアムとフェアトレード価格の調整額を生産者または輸出組織に、認証製品として販売した15日(カレンダーデー)以内に支払うこと。 生産者からの最初のバイヤーでなければ、輸出組織がレトロ認証果物の追加価格とプレミアムをベイヤーに代わって送金する責任があることを確認する、輸出業者からの書面があること。	整額が支払われていない。 または輸出組織が生産差 へ調整額を送金する責任 を負うことを確認できる書 面がない。	、整額は支払われていた	商品代金とブレミアムの調整額が正しく支払われていた。または、輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がある。	`` E	ランク3に加え、輸出組織 によって調整額の支払い がなされたことを示す証拠 書類がある。





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

D. C.	00 N°	A 11 11 6	B 1 1	CC	0 " 0" ' (E+T)	B 1.4	D 1.0	D 10	5.14	D 1.5
Reference	CC N°	Applicable for	Product	гуре		Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruit (SPO) 4.5.17 & 5.5.17 (HL	4.5.0.39	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	С	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) レトロ認証の取引をする際には、以下の記録を残すこと。 - 生産者組織から生鮮果物を購入した日 - 取引の特定 - コンテナ・積み荷情報 - 売り手と買い手の特定 - レトロ認証を適用する生鮮果物の量 - プレミアム金額 - 商品代金の調整額(該当する場合) - 生産者へ調整額を支払う/送金する責任者	記録がない	すべての項目に関する記録がない。	完全な記録がある。		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria	a									
Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.4.2	4.5.0.42	~1~	Tea	c	(茶)(緑茶葉を購入・加工する組織)緑茶葉を購入する場合、以下の条件を満たせば、フェアトレードとして購入し、加工・販売することができる。 - フェアトレードで生産された緑茶葉であること。 - フェアトレード価格、プレミアムコンペイヤーであり、あなたの組織から購入するそしきがフェアトレード最低価格・プレミアムのペイヤーであること。また、あなたと生産者の間で締結された契約にそのことが記載されていること。フェアトレード対象茶葉を少なくとも市場価格で購入し、所有権移転後7日以内に生産者に支払うこと。生産者にとって有益であり、かつ契約で合意されたものであれば、いかなる代替措置も可能である。一加工・製造された茶葉がフェアトレードとして販売された場合、供給元の各生産者にフェアトレード対象茶葉のフェアトレード販売量を速やかに)通知する(バイヤーと販売契約を締結してから7日以内)。価格ディフェレンシャル(該当する場合)及びフェアトレード・プレミアムをペイヤーから支払いを受けてから15日以内に生産者に支払うこと(要件434参照)。総量の何割かをフェアトレード対象茶葉として販売する場合、この割合は各生産者の供給量に適用され、プレミアムと価格差(該当する場合)は比例配分で計算される。セカンドバイヤー(加工茶・製茶の買い手)が特定の生産者の茶葉を書面で要求した場合、フェアトレード価格とブレミアム、調整額はその特定の生産者に支払うこと。	no payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)		Conditions are met AND payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)		
Cocoa 4.5.3	4.5.0.44	ペイヤー	Cocoa	С	(2023 年 7 月 1 日から適用) (カカオ) (ペイヤー、コンベイヤー) 共有されている、フェアトレード・カカオの購入量を供給する生産者に割り当てるための文書化された手順を有している。その文書には、購入決定に関連する原則および/または条件が含まれてていること。また、カカオの購入シーズンの初めに、その文書を生産者と共有していること。			公開され、カカオの買い付 けシーズンの始めに生産 ) 者と共有されている。		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria										
Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.6.1	4.5.0.45	ペイヤー	Flowers and Plants	Ċ	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(ペイヤー)(レトロ認証の場合適用) 以下の条件を遵守していること: - フェアトレード生産者からの花、植物であること。 - 正しい購入価格(フェアトレード価格が非フェアトレード価格と異なる場合)にフェアトレード・プレミアムを上乗せして支払っていること。			条件が満たされている		
Flowers and Plants 5.6.3	4.5.0.46	ペイヤー	Flowers and Plants	С	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)追加価格/プレミアムの請求書を発行できるよう、レトロ認証を適用した場合は毎週生産者に通知すること。		るが、毎週ではなく、それら		ı	
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.47	<b>ペイヤー</b>	Flowers and Plants	С	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)レトロ認証を開始する前に、FLOCERTにその意思を伝え、生産者が花のレトロ認証を受ける意思があることを示すこと。	いいえ		はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.48	<b>%1</b> ヤー	Flowers and Plants	Ċ	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用) 四半期(1月〜3月、4月〜6月、7月〜9月、10月〜12月)にフェアトレードの購入額の25%を超える金額の製品をレトロ認証していないこと。 ブーケ用の花は、配達後7日以内であれば、過去にさかのぼってフェアトレードとして申告することができる。	上がレトロ認証されたか、		四半期の販売額の最大 25%がレトロ認定され、納品 後7日以内にレトロ認証が 適用された。		
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.49	ペイヤー	Flowers and Plants		(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)月単位で下記項目について明確に記録すること。 - フェアトレードの花と植物の総販売額。 - レトロ認証された花と植物、およびこれらが由来する生産者の内訳。 - レトロ認証された花と植物のプレミアム金額と支払われたFairtrade Premium Committeeへの内訳。	記録がない。	記録はあるが完全ではない。	記録は月ごとにされており、不備がない。		
	4.6				Sharing Risks					
5.6.1	4.6.0.01	ペイヤー	ALL	С	(生産者からの最初の購入者) 品質に関するクレームは、すべての詳細を書面に記すこと。そして、判明次第できるだけすみやかに生産者と連絡をとること。		Ī	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記している。さらに、判別次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。	ī }	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面にいて、すべての詳細を書面に対象している。さらに、判別等できるだけすみやかに生産者の責任を超える範囲で発生した品質問題は、おい。さらに、その品質問題について、生産者は責任を負わない。
5.6.1	4.6.0.02	ペイヤー	ALL		(生産者からの最初の購入者)生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してはいけない。			生産者の責任範囲を超え て発生した品質問題に対し て、品質の苦情を出してい ない。		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

# FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Com	nliance	Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruit 4.5.2, 4.5.3, 4.5.4 (SPO) & 5.5.2, 5.5.3, 5.5.4 (HL)	4.6.0.03	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを発行した場合のみ適用) 輸送された生鮮果物が合意された品質基準を満たしていない場合、品質に対するクレームは、以下のいずれかでなされること: ・(輸入者)仕向港でリリースされてから2営業日以内・(熟成者)果物の領収書を受け取ってから8営業日以内・ただし、仕向港に果物が到着してから15日(カレンダーデー)まで。 ・(輸入組織や他の認証事業者から購入するトレーダー)生鮮果物を受け取ってから2営業日以内、ただし仕向港に生鮮果物が到着してから30日(カレンダー)まで。			はい		
Fresh fruit 4.5.5 (SPO) & 5.5.5 (HL)	4.6.0.04	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、パナナを含む)(品質クレームを受領した場合のみ適用) 品質のクレームに関しあたなの組織が責任をとる組織に該当しない場合、またはあたたの組織で品質クレームを取り扱わない場合、、36時間以内に関連するサプライチェーンの組織に品質クレームを伝達すること。(週末と公休日は除く)			はい		
Fresh Fruit 4.5.8 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.8 (HL)	4.6.0.05	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 売り手が品質クレームを受領した後5日以内に、カウンター品質検査を実施すること。	いいえ		はい		
Fresh Fruit 4.5.1 (SPO) & 5.5.1 (HL)	4.6.0.06	ベイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、パナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 品質に関するクレームは、最低以下の情報を含んでいること: ・輸送に関する詳細なデータ(積み荷の日付、船の名前、フェアトレード認証製品の総量(ボックス数、、重量)、仕向港、あればコンテナを特定する情報) ・欠陥を写した写真、影響のあったパレットのすべてのコード、品質問題(1つのパレット、コンテナにつき何箱のボックスが影響を受けたのか等)の説明			はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit (SPO) 1.5.7 & (HL) 5.5.7	4.6.0.07	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	Ċ	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを受領した場合のみ適用) 生鮮果物の返品(辞退)を承諾しない場合、認可された測定士によるカウンター検査を手配することを、品質クレームを受けた後と営業日以内に書面で買い手(またはripener)に通知すること。バイヤーと特定の合意がない場合には、カウンター検査の費用はクレームを受領した認証事業者が支払うこと。	<b>،</b> د٠٠	バイヤーに通知されたが、 2営業日以内ではなかっ た。	バイヤーに2営業日以内に 通知されている。		
Fresh Fruit 4.5.10 SPO) & Fresh Fruit 5.5.10 (HL)	4.6.0.08	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、バナナを含む)(ペイヤー)(輸入組織) (shortfalls in ordersのため、積み荷の一部がフェアトレードとして販売できない場合に適用) 積み荷重量の最大10%を超えて非フェトレード条件を適用してはいけない。	用している、または		shortfalls in ordersを理由 に、各出荷量の最大10% を上限として非フェアトレー ド条件を適用しており、こ の割合を超えるshortfalls に対する任意の財政上の 損失を想定している。		
Fresh Fruit 4.5.11 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.11 (HL)		ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、パナナ)(ペイヤ―)(輸入組織) (Shortfalls in orders, または品質問題があった場合のみ適用する) Shorfalls in sales、または品質クレームのために、非認証フルーツとして販売する場合、すべての取引の書類には「non-Fairtrade」(非フェアトレード認証)として取り扱われたことがわかるように記載すること。「フェアトレード」の参照が書類から削除できない場合 には、製品が非認証条件で販売されたことを文書で残すこと。	はフェアトレード条件で販		フェアトレードの参照がすべての書類から削除されている。または、非認証条件として販売されたことを示す免責文書 (disclaimer)がある。	-	
Fresh Fruit 4.5.11	4.6.0.10	~1 <del>7</del> -	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、バナナを含む)(ペイヤー)(輸入組織) 非フェアトレード条件で購入された認証ラベルが貼付された果物、つまりShortfallsなどの理由で非認証果物として変更された果物は、認証果物を取り扱っている顧客に販売しないこと。(例:小売業者など)	いいえ		はい		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Honey 4.4.1	4.6.0.11	ペイヤー、製造、卸	Honey		(はちみつ)気候変動に関連するリスクを軽減させるための サポートを生産者に行っている。		・ 不定期なサポートを行っっ ているが、リスクを緩和す るには不十分である。	ある程度の気候変動に関 するリスクを軽減させるサ ポートが実施された。		気候変動に関するリスクを 軽減させる定期的なサ ポートが実施されている、 またトレーニングや他のサ ポートが記録されている。
Fresh fruit 4.5.6 (SPO) & Fresh fruit 5.5.6 (HL)	4.6.0.12	ベイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	С	(生鮮果物、パナナを含む)(生産差者への品質クレームを発行した場合に適用する) 生産者が品質問題の責任をとることを承諾した場合、認証事業者は以下のコストのみを請求すること。・・果物とパッケージ(FOBプライス)の代金・輸送費(仕向港まで)・輸送する際にすでに支払われた輸入にかかる税請求されるコストは、透明性を証明できなければならず、為替レートは原産国で船積みした日のレートが適用される。	明性を示す証拠がない、ま	Ę	生産者よって品質クレーム が承諾された証拠があり、 請求金額の透明性を示す 証拠がある。		
Fresh Fruit 4.5.9 (SPO, HL)	4.6.0.13	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームが生じた場合に適用) 生鮮果物の品質に関する任意の紛争を和解する究極の 根拠として、認定をうけた独立性のある測量師による検査 結果を受けれること。			はい		
Fresh fruit 4.5.13 (SPO) & Fresh fruit 5.5.13 (HL)	4.6.0.14	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit		(生鮮果物、パナナを含む)(輸入組織)(Shortfalls や品質 クレームが生じた場合のみ適用) 輸入組織は、生鮮果物が仕向港に到着してから6週間以 内に生産者を含むサブライチェーンのすべての認証事業 者に、理由(品質クレームヌは、Shortfalls)とともに、非認 証果物として販売することを通知すること。	業者に連絡されてない。		もにオンタイムで通知され		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruit 4.5.14 (SPO) & Fresh fruit 5.5.14 (HL)	4.6.0.15	ペイヤー	Banana, Fresh Fruit	Ċ	(生鮮果物、パナナを含む)(ペイヤー、輸入者)(非認証製品としての販売が生じた場合) 認証製品であった果物が非認証製品として販売されることがあった場合、仕向港に到着後6週間以内に都度認証機関に連絡をすること。品質クレームの場合は、生産者に請求する金額を含めて連絡すること。	のしての販売実績があった ことや、品質クレームの連	:	認証機関に報告がなされて、クレームの内容が承認された。(品質クレームの場合)		
Coffee 4.5.1	4.6.0.16	ペイヤー	ALL		(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(2021年7月15日より前 にフェアトレード認証を取得または申請したペイヤーおよ びコンベアの場合、2022年1月15日時点で締結された契 約にのみ適用される) 生産者団体と合意した固定価格契約(ジャン決め価格契 約)において、、コーヒーを供給する生産者にヘッジ費用を 課してはいけない。		5	ヘッジ費用が生産者に課されいている兆候がない。		
	4.7				Capacity Building					
5.7.1	4.7.0.01	ペイヤー、製造、卸	l ALL		生産者または労働者のフェアトレード開発計画、もしくはプレミアム計画をサポートする。または、生産者もしくは労働者が決定した運用上の、生産の、または組織に関する能力強化の活動をサポートすること。	アトレード開発計画、もしく	アトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを一部の生産者組織に行った。しか	アトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを一部の生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生	発計画かプレミアム計画の , サポート、もしくは他のサ	定期的なフェアトレード開発計画がプレミアム計画のサポート、他のサポートをすべての生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。
5.7.2	4.7.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL		(供給者から調達する買い手と、生産者から直接調達する 買い手どちらにも適用) 脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達すること。	脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達していない。		定期的に、脆弱な生産者 組織から、認証原料(製 品)を調達している。	定期的に、1つ以上の脆弱 な生産者組織から、認証原 料(製品)を調達している。	組織からのみ、認証原料
5.7.3	4.7.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	生産者のため、マーケットのつなぎ役として活動すること	マーケットのつなぎ役として 活動していない。	「不定期に/一度限り、マーケットのつなぎ役として活動している。		1人以上の生産者のために、定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。	
Cocoa 4.1.2	4.7.0.04	ペイヤー、製造、卸	l Cocoa		(カカオ) (トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供 している場合に提供される)提供されるサービスのすべて の利用規約(手数料を含む)について、生産者組織と書面 で事前に同意している。	place with the producers		There is a written agreement on the terms and conditions of the service.		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for Product	CC	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.1.2	4.7.0.05	ペイヤー、製造、卸 Cocoa	С	(カカオ) (トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供している場合に提供される)) You do not put pressure on producers to accept the services and the fee, nor do you make it a condition of purchase.	Producers are pressured to accept the offer.		There is no pressure put on producers.		
	4.8			Trading with Integrity					
5.8.1	4.8.0.01	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー	М	認証事業には、生産者または他のトレーダーの能力を明らかに損なう不公正な慣行に従事している、またはサプライヤーがフェアトレード基準を順守することを困難にするような競争または取引条件を強制している、といった兆候がない。	取引が明らかである。	監査において、不公正な取 引の事例があることが明ら かにされた。			不公正な取引があったとい 事実がない。かつ、不公正 取引の禁止が、企業の法 令等遵守方針の重要項目 として指定されている。
Fibre Crops 2.4.1, 2.4.2	4.8.0.10	ペイヤー、製造、卸 Cotton	С	(コットン) (フェアトレード調達制度 (FSI) の傘下でのみ動く 紡績会社は適用しない) 認証業者と製造委託組織は、コットン産品基準に定義されたILO条約を順守する努力を示す有効な"Social Indicator" を持っていること。		有効なSocial Indicatorがな い。	有効なSocial Indicatorがあ る。	5	
Standard interpretation for 5.8.1, Coffee 5.1.3	4.8.0.11	ペイヤー、製造、卸 Coffee, Fruit Juice	С	(オレンジジュース、コーヒー生豆の売買に適用)フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格 (該当する場合)以下で認証原料を売買してはならない。	ミアム、オーガニックの上 乗せ価格(該当する場合)	・フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料(製品)の売買がなされたことがあった。	レミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合) 以下での認証原料(製品)		ランク3に加え、フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料(製品)の売事業者のコンプライアンスポリシーに不可欠な部分として取り決められている。
Fresh fruit 4.5.12 (SPO) & Fresh fruit 5.5.12 (HL)	4.8.0.12 t	ペイヤー、製造、卸 Fresh Fruit, Banana	С	(輸入者)(生鮮果物)ShortfallIs in sales を理由に、非認証として取引された製品に、認証ラベルを貼付して認証事業者、非認証事業者に販売している事実が確認できない。		そのようなことがまれに起 こっていた。	そのような事実は確認できない。	•	





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

## FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

Reference	CC N°	Applicable for	Product .	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Standard Interpretation for 5.8.1	4.8.0.14	ペイヤー、製造、卸		C	(カカオ)(ガーナ、コートジボワール)(カカオ豆を売買する場合にのみ該当)各カカオシーズンに該当うるフェトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。	レード最低価格との差と、 生産者組織に支払った最		顧客に請求するフェアト レード最低価格との差と、 生産者組織に支払った最 低価格との差を裏付ける 証拠がある。		カカオ豆が生産者団体からいつ購入されたか(例えば各カカオシーズンに適用されるフェアトレード最低価格との差を含め、カカオシーズンごとに購入された合計数量)、およびこれか特定の期間中にカカオの価格にどのように影響するかを記載した、明確な価格決定方針が顧客との間に取り決められている。
5.8.1	4.8.0.15	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合にのみ適用) 各カカオシーズンに該当するフェトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。	No evidence available to link Fairtrade minimum price differential charged to customers to Fairtrade minimum price differential paid to supplier.		Evidence available to link Fairtrade minimum price differential charged to customers to Fairtrade minimum price differential paid to supplier.		You have a Transparent Pricing Policy with your customers which details when the cocoa beans were purchased from suppliers (e.g. total volumes purchased per cocoa season with the applicable Fairtrade minimum price differential for each cocoa season), and how this impacts the prices of the cocoa beans or semi-finished cocoa products being charged during a particular time period.
5.8.1	4.8.0.16	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	С	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合にのみ適用)認証事業者はそれぞれのカカオシーズンに適用されるフェアトレードの最低価格の差額の支払いを拒否することで、サプライヤーに圧力をかけてはならない。	customer refused to pay the applicable Fairtrade		No evidence available tha customer refused to pay the applicable Fairtrade minimum price differential for the respective cocoa season.		





NSF Checklist TC 8.36 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V3.16

#### FLO-CERT GmbHPublic Compliance Criteria List - Trade Certification

4.9.0 d.9.0 d.9.0	i.8.0.17	ペイヤー	Coffee	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー) 生産者組織が、非認証製品を割引価格で販売することを 条件に、生産者団体からフェアトレード認証製品を購入し てはならない。		生産者団体が非認証製品 を割引価格で販売すること を条件に、生産者団体から フェアトレード認証製品を		
Flowers 5.5.1 4.9.0	1.9				M-7/10 CV W-0	購入した事実がない。		
				Auction sales				
Flowers 5.5.1 4.9.0	.9.0.01	ベイヤー、製造、卸	Flowers and Plants	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(輸入業者を挟まず、 生産者から直接買い付ける地域オークションオークション の主催者が、フェアトレードのペイヤーとなっていること。 フェアトレードの花の購入者は、販売額に加えて、総売上 高の6%のフェアトレードプレミアムを生産者に支払うこと。		プレミアムは正しい金額で支払われている。	プレミアムは要求された金額より高い金額で支払われている。	
	1.9.0.02	ペイヤー、製造、卸	Flowers and Plants	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(輸入業者を挟まず、生産者から直接買い付ける地域オークション)オークションの主催者は、販売されるすべての花を、フェアトレード認証ラベルと生産者FLO IDを付けたパッケージ(生産者レベルで梱包)に入れ、明確なトレーサビリティを確保すること。	E	はい		